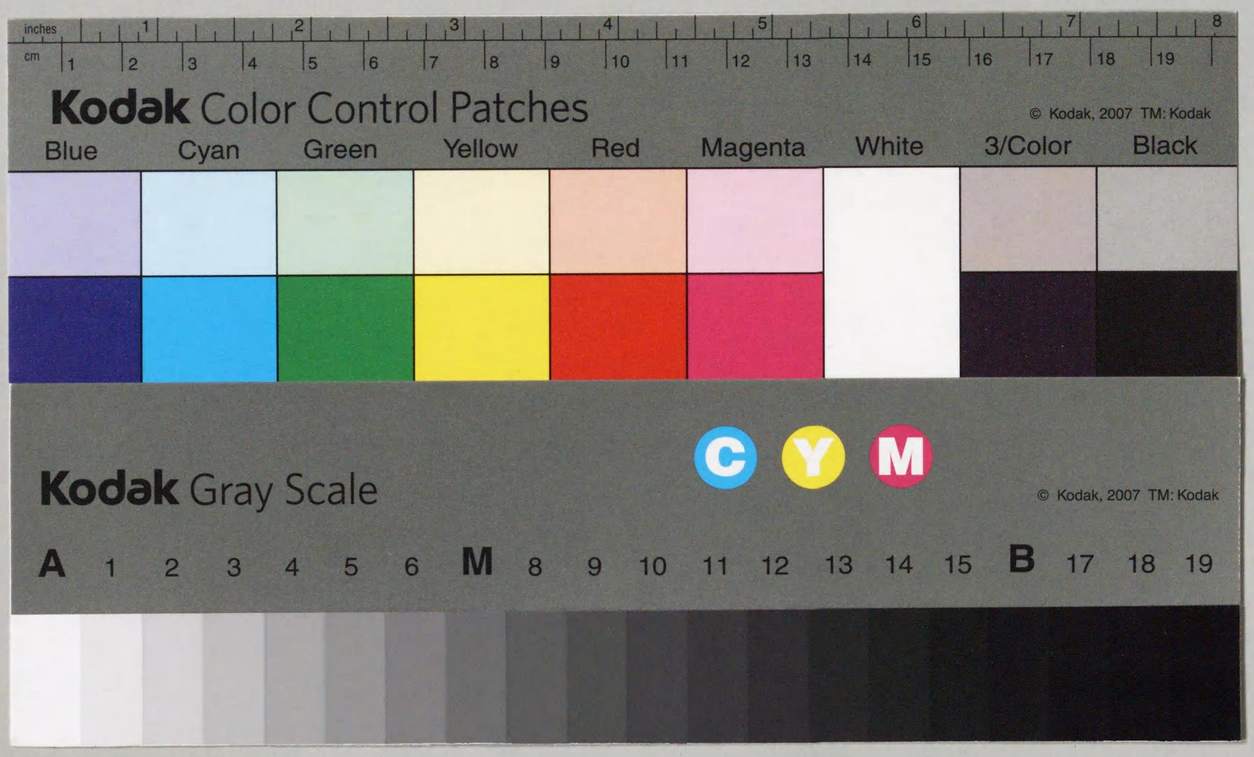

AZ
454
4
00748768

昭10 B 60
昭10 B 61
昭10 B 62
昭10 B 63
昭10 B 64

昭10
B
60

昭和十年七月

河水統制の提唱

内務省土木局

立憲民政黨
政務調査館
10.10.24

昭10
B
60

昭10 B 60
昭10 B 61
昭10 B 62
昭10 B 63
昭10 B 64

A8
454
4

目次

一、はしがき……一
二、厄介な我國の河川……二
三、轉禍爲福の術……三
四、偉大なる効能……五
五、論より證據……八
六、國家の急務……一一

國立會
40.1.17
圖書館藏書

748768

愛知縣山口川（其一）

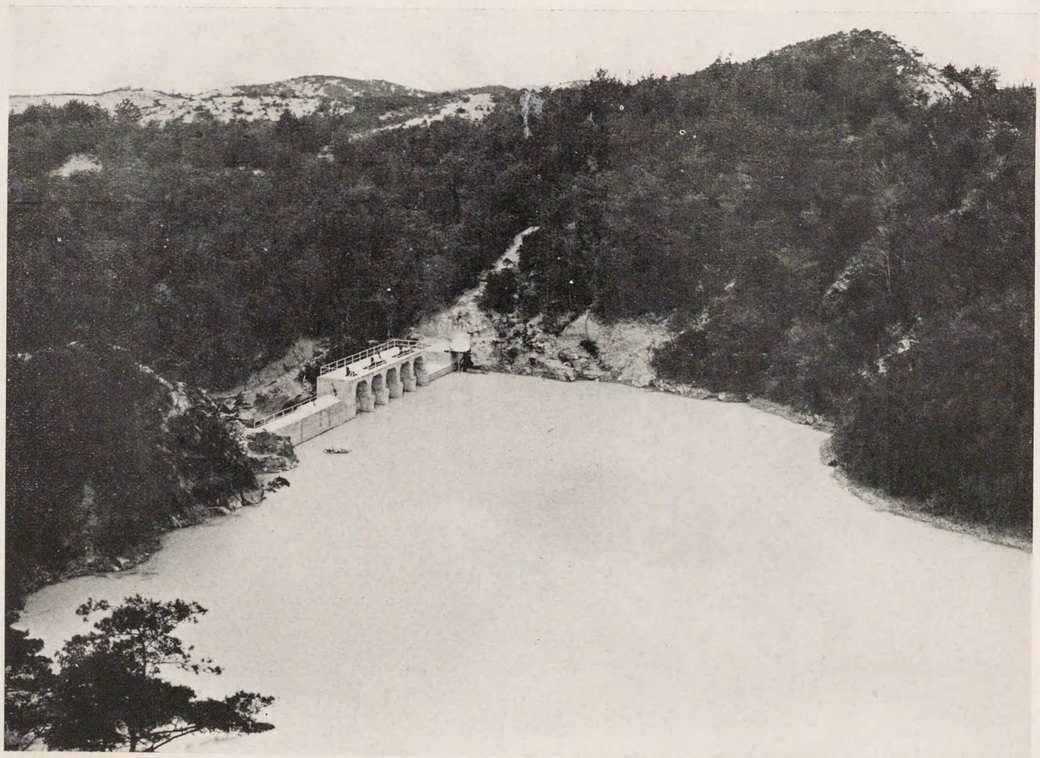

堰堤に依り流水を貯溜の狀況

（第　頁記事參照）

愛知縣山口川（其二）

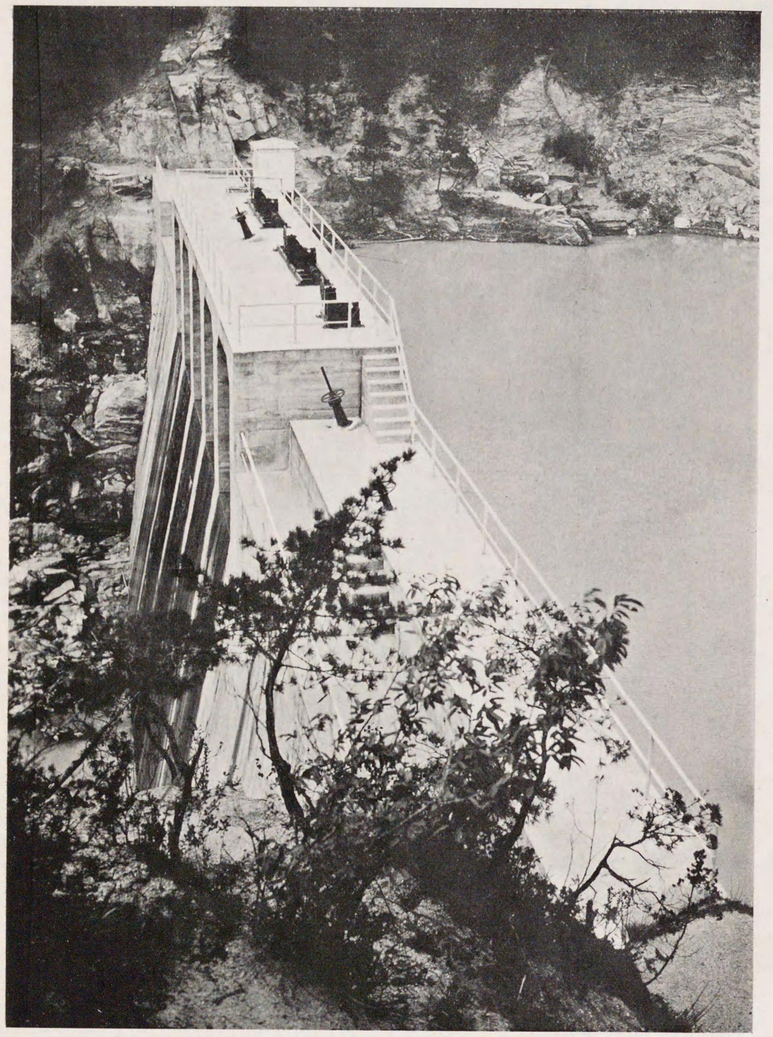

締切堰堤の側面

愛知縣山口川（其三）

締切堰堤の正面

河水統制事業の必要

一、はしがき

河川と云ふ立場から見ると、我が國民生活の歴史は河水との不斷の闘爭であり、その大部分は人間側の敗戰の連續であると云ふ事が出來やう。河川は洪水と渇水と云ふ兩極端を以て我國民を惱ましつゝあるのであるが、我國民は古來その不撓の努力にも拘はらず、未だ河水を完全に克服支配するに至つて居ない。雨多ければ忽ち水禍に怯え雨少ければ即ち渇水に苦しむといふが如く河伯の欲するが儘に飜弄せられて居る昨今この事態は、科學が自然を征服したと稱せられる現代に於いて之を見れば寧ろ我國民の大なる恥辱であると斷ぜざるを得ない。洪水と渇水との兩者を支配克服する方途としては河川の上流に貯水池を設け之に洪水を貯溜し渇水の補給に充て、河川の自然の流量の平均化を圖ると云ふ一石二鳥の良法が技術上可能なのであるが今日迄此の事業が世人に省らるゝこと少く其の基礎調査すらも種々の事情から實現し得なかつたことは誠に昭代の恨事である。

二、厄介な我國の河川

我國の河川はその地勢の關係上數百尺數千尺の高地より直ちに海に至る急流河川が多い。しかも降雨が

多く洪水は一時的に殺到し來つて附近に氾濫するが、暫くすると渇水して水がなくなつてしまふといふ厄介なる特質を有して居る。

又我國は年々颱風と云ふ歡迎せられざる暴君の襲來を受け、しかもその襲來季節が稻の發育期と一致すると云ふ不幸なる廻り合せになつて居る。

右に述べた樣な我國河川の性質は先づ以て之を已むを得ぬものと諦めても、その河川は平素に於いて必しも國民の需要に必要なる水量を充分には流下して吳れない。昨年の九州四國の大旱魃、毎年繰返される農民の眞劍な水爭ひ、昨今問題となれる都會地の水道の水不足、發電の冬季渇水等々國民の欲しいだけの水が充分に與へられないと云ふ實情に在るのである。

三、轉禍爲福の術

我國河川が國民生活に脅威を與ふるこの矛盾した二つの事實を科學の力に依つて克服することは決して難事では無い。即豪雨の際に十數時間乃至數十時間の雨量を水源で貯へ、これを渇水の際、水電なり灌漑なり水道なり舟運なりに必要な量づゝ流出せしめることが可能であるのである。この方法は人爲的に洪水と云ふ暴漢を上流の貯水池に監禁する譯であるから下流に於て兇惡なる危害を完全に防禦することが出來ることゝなる。又斯くすれば治水の爲廣大なる河道を設くることも不必要となり又廣い敷地を有して居る河川に於ては之を縮少して耕地其の他の利用に之を充てることが出來ると云ふものである。

我國に於ては治水事業と云ふときは昔から堤防を作ることゝのみ考へられて來たのであるが、河川の狀況に依つては、前述の如く堰堤式と云ふか貯水池式と云ふか此の方法によることが、むしろ有利である場合が少くないのである。外國の狀況を種々調査して見ても、獨逸、米國、佛蘭西、墺地利等に於いては餘程以前から河川改修に此の方法を用ゐて居るものである。所謂フラッド・コントロール即これである。我國に於ても最近、その規模は尙小さいものであるが二、三斯の如き考案乃至計畫が實施せらるゝに至つたことは、寔に喜ぶべきことであると云はねばならぬ。

四、偉大なる効能

右に述べた如き貯水池事業は、啻に洪水防禦に著大なる効果あるのみで無く、貯溜したる水を計畫的に利用することを得せしむるものであるから、國民經濟上に與ふる利便は甚大である。近時、人口の增加、耕地の增大各種工業の發達に伴つてその用水を河川に求むる者著しく多きを加へて來たが、限りある河川の水量はこれら各種の需要を滿すことが出來ない爲に、何れも滿足なる解決を得ることが困難となり、互に血眼になつて水源の獲得に競爭すると云ふ現象をすら呈して居る。洪水調節の爲の貯水池設備は此等の問題を一切解消せしめ得るの効果がある。何となればその計畫に當つては河川全體の治水を考慮するは勿論利用についても豫め全體的なる計畫を可能ならしむるからである。

尤も從來と雖も、灌漑、水力發電其他の給水事業では貯水池を設けて渇水の場合に具へては居るが、それは固より各自の要求の限度又投資の限度を基として計畫せらるゝものであるに過ぎない。例へば發電の爲に設けられる貯水池、調整池は必しも他の事業に對して良き結果を齎さないのみか、却つて、その障碍

となり又紛爭の種ともなることがあり更に治水上にも惡い結果を來す場合も尠しとしないのである。之は要するに綜合的立場に於いて治水と利水、更に利水相互間の關係を統制的に考慮するの必要あることを示すものである。洪水調節の貯水池を設置するに當つては豫め全體的考慮を回らしつゝ計畫を立つることが可能である。例へば水電事業は通常冬季渇水に苦しむのであるが、洪水貯溜の大貯水池はその操作によつて充分この冬季の渇水補給に具へることが出來やうし、調整池の如きも之を設置するの煩勞と經費を省くことが可能となならう。又洪水調整池そのものを直ちに發電貯水池として利用し、地勢が許せば大發電計畫も可能となり得るであらう。

更に農家は、夏季の渇水等に灌漑用水缺乏の憂患を除き土地收獲を增大することが可能であり、又從來高臺に在つて灌水の不能であつた土地に對しても多大の開田を爲すことが出來る。

近時都市の勃興に伴つて各地に上水道敷設の計畫が爲されつゝあるが、中小都市が夫々各自に水源池や送水設備を有することは、國家的に見て頗る不經濟たるを免れない。此等は共同事業とすれば大いに經費を節約し得るのであつて、此の共同的計畫を前述の洪水調節池の事業と組合せて行ふならば、最も確實にしかも最も經濟的に原水を得ることが出來るのである。又大都會地に於いては近年水不足は大きな社會問題とならんとする趨勢を示しつゝあるのであるがこれに對しても、飲料用防火用都市淨化用等に充分にその需要を滿足せしめることが出來るのである。

近時諸工業の躍進的進展に伴つて、河水を利用するもの愈々多きを加ふるの狀勢に在るが洪水調節池によつて洪水を貯溜し治水と利水との双方の目的を達することは、國家資源の開發といふ見地からも、直ちに國家に於いて手を染めねばならぬ事業であると考へられる。

五、論より證據

人智は空想を實現する。人力は禍を轉じて福と爲すことが可能なのである。今左に河水統制が如何に偉大なる效果を發揮せるやを實例によつて實證することゝしやう。

貯水池を設けて洪水量を調節し、治水と利水の兩方に偉大なる效果を擧げて居る例は、米國を始め、外國に於いては枚擧に遑がない程である。最近に於ては米國ルーズベルト大統領はニューデイールの一計畫としてミシシツピ川筋に大貯水池（深さ二百尺その周圍二百數十里と稱す）を設けて洪水をコントロールし更に發電、灌漑、舟航等地方開發の大計畫を實施して居る。我國に於いても規模は小さいが矢作川の洪水貯溜計畫がある、この計畫が出來上ると治水上の效果は勿論、本川筋にある既設の八つの發電所（最大出力四萬四千餘キロ）や一萬町歩の靑田を灌漑する二つの大用水組合に對し大いに利用價値を增進する許りでなく、魚族の棲息や舟筏の航行にも著しき利益を與ふることが出來る。この貯水池を發電のために用ふることにすれば大體七百萬圓の工費で每年發電關係に於て七十萬圓用水關係に於いて年額三十萬圓の收益を期し得らるゝのである。最近愛知縣に於いて此の事業の重要なるに着目し四萬五千圓の調査費を以て、堰堤築造地點其の他河水の調査に着手し現に調査中に屬する。本川の例の如きは河水統制によつて各種の方面に偉大なる効果を期待し得べき好適例であり、地方開發の爲是非共實現せしめ度いものである。

又中小河川の改修事業として靑森縣に於いて施行した淺瀬石川の改修工事も上流に堰堤を設けて洪水量

の調節を企圖した。即上流部の洪水を此の貯水池に貯溜することによつて下流部の出水量の增大を緩和すると共に又、灌漑用水の不足に惱む下流農業者の爲にも充分に水を供給することが出來るし、又新設堰堤を利用して發電事業計畫を立つることも可能である。下流發電所の出力は之が爲に倍加することが出來ると云ふ。

其他小さな實例としては愛知縣山口川の貯水池がある。

山口川は町村河川たる小川であり時局匡救事業として、從來の砂防用堰堤を增築して之に貯水池を設けたものであるが、これによつて、治水の目的を達し得たると共に同地方の灌漑に著大なる利益を與へ、更に瀨戸市の水道にも分水することを可能ならしめた。昨年の旱魃時には縣下相當の被害を受けたがこの附近の農村のみは渴水の厄を免れることが出來た。地方民は今更ながら事業の惠澤を謳歌し、縣廳に出頭して衷心感謝の意を表したと云ふことである。この事業は僅か工費六萬圓の小事業ではあるが、其の効果たるや實に偉大なりと云ふべきであらう。

以上は現に實施し又は計畫せらるゝものゝ内二三を例示したのであるが、河水統制事業は、之を各種の河川に適用して考案するときは、素晴しい大事業が計畫出來るのである。神奈川縣の相模川の如きについて考へても有効なる計畫が可能である。同川は現在、灌漑漁業等に利用せらるゝ外横濱市水道、神奈川縣營水道、海軍水道等に原水を供給し尙上流は一部發電に利用せられて居る。東京市は嘗つて其の河水を原水として使用する計畫を以て神奈川縣に交渉したのであつたが、神奈川縣に於いては自己の將來の用水に留保するの必要より之を拒否した爲遂に實現することが出來なかつた。しかし好適の地に大堰堤を築造して貯水池を設置することゝするならば、洪水の調節によつて治水上著大なる効果を期待することが出來る許りで無く、二萬キロワツトの發電を起し、三千餘町歩の開田を可能ならしめることになる。又、水道用工業用として縣内の需要を充すに止まらず更に東京市民に多量の水を補給することが計畫出來るのである。其他、琵琶湖、猪苗代湖、野尻湖、諏訪湖等々自然に存在する貯水池に於いては、夫々統制の事業が現在までも計畫せられ來つたのであるが、此等の大湖水に於いてはその水位の一寸の上下が、實に莫大なる治水上將利水上の効果を發揮し得るのであり、此等事業に付いての調査研究は國民經濟上最も緊要なりと考へられるのである。

福島縣の猪苗代湖は明治初年に完成した有名な安積疏水事業と我國有數の發電水源たる點とに鑑みるも天與の水の供給者である。湖水の水は一は阿武隈川となつて太平洋に注ぎ、一は阿賀野川となつて日本海に朝宗して居る。此の間、千尺を超ゆる落差を利用し、十二萬キロの發電が行はれ又安積疏水によつて五千五百町歩の灌漑が行はれて居る。この發電と灌漑の兩者の爲には現在湖面下三尺二寸の水が利用せられて居るのであるが、取入設備を改造し更に七尺五寸の水深の水を使用するならば更に二萬キロ以上の發電が可能となり、一千町歩以上の開田が容易となり得る。四百五十萬圓位の工費で發電のみにても年に百萬圓以上の收益が可能となり得るのである。現在用水組合及關係二電力會社の區々たる利害の爲に此の有利なる事業が行はれざることは、國家的に見て多大の損失であり、利用し得べき六十數億立方尺の水が無爲に海に放流せらるゝが如きは、實の持ちぐされと評するの外は無い。六十數億立方尺の水と云へば、東京市が現在計畫して居る多摩川筋の小河内堰堤計畫の貯水能力に匹敵する。これが別に堰堤を作らずとも四

百五十萬圓の工費で、年に百數十萬圓の收益を收むることが出來るといふ勘定になる。更にこの湖面低下に依つて、融雪時の洪水を充分に貯溜調整することが出來、治水上の効果も更に大なるべきである。

六、國家の急務

以上に於いて大體河水統制事業の必要なる所以、其の効果の著大なる所以を概説したのであるが、此の事業を國家的見地より促進助成するのみならず、進んで國家に於いて豫め一定の計畫を樹立することが、治水上も國民經濟上も緊切であり、更に進んでは國家に於いて、此の事業を遂行するの域にまで進展せねばならぬ事柄だと思ふ。此が爲には差し當り各河川の實情について調査研究を必要とする。重要なる河川湖沼に付いて雨量、水量を調査し計畫の基礎的資料を作ることが先決問題である。又、水源山地の狀況、砂防との關係、各種の利水事業の現在及將來について可及的詳細なる調査が檢討されねばならぬ。洪水貯溜計畫の地點の調査、その地質的調査等も必要である。斯くして幹川支川を通じ水量の分派併合等による河川水量の調節を考案し、治水並に利水を有效ならしむる施設を講ぜねばならない。此等の技術的調査を基礎として國家百年の大局的立場より、河水統制に關する計畫を國策として樹立するの必要がある。河水統制事業は年々數千萬圓に上る水害による國家的損失を除却し得るのみならず、我國工業の原動力たる水電の開發を最も有利ならしめ又我國農業の基幹たる田水の灌漑を容易ならしめ農耕地の利用を增進し更に都市住民の飲用水の供給を確保し得る等々その國民經濟、國民生活に與ふる利益は實に測る可からざるものがあるのである。本事業は我國の治水政策、農業政策、工業政策、動力政策等々國家百年の大計に夫々

重大なる關聯を持つた劃期的なる事業であると云ふことが出來る。日一日之を空しうすれば卽ち一日の失ありと云ふべきである。吾人は政府が速に此の事業の調査に着手し大いに輿論を喚起して本事業の遂行に熱意を以て邁進せんことを望んで已まないのである。

矢作川筋水利使用一覽圖

矢作川現利用落差合計　二、一九二尺

同　出力合計　五三、九二五「キロワット」

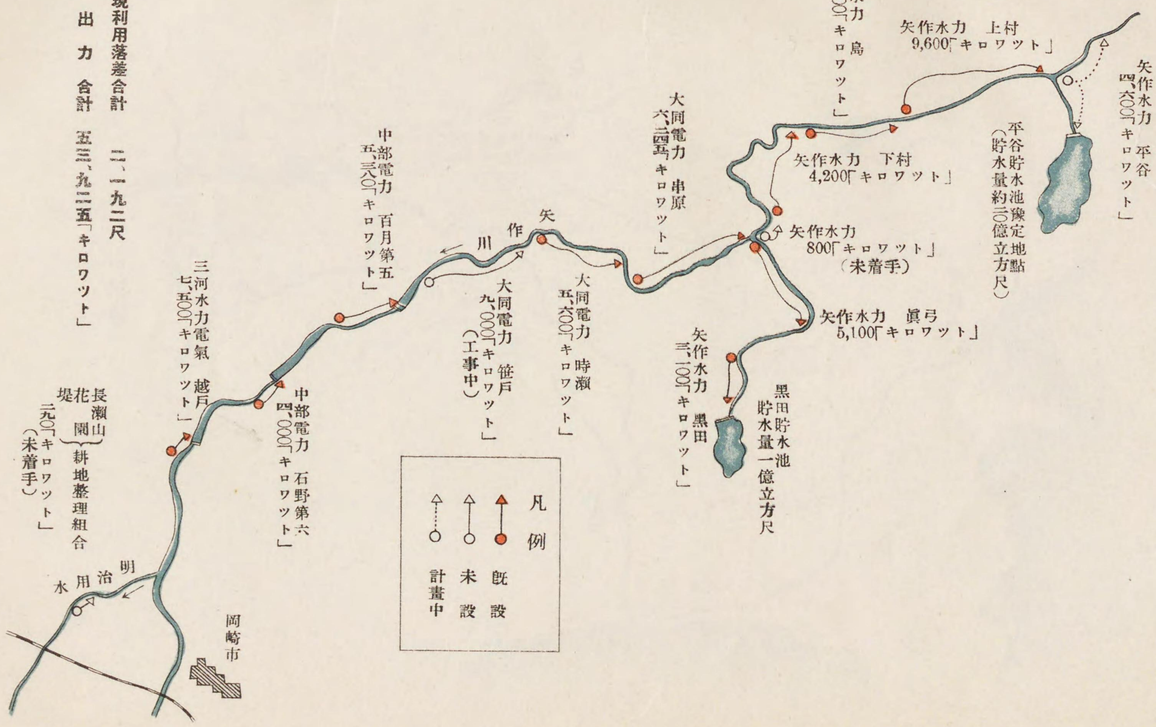

相模川貯水池計畫

八王子市
上野原町
東京市水道擴張參考計畫
取水量最大33.5立方米每秒
東京府
桂川
東京電燈
ハツ澤發電所
山梨縣
志道川
相模ヶ原
相模川
中津川
横濱市
横濱港
横濱市水道(既設)
取水量約2.5立方米每秒
神奈川縣
厚木町
海軍水道(既設)
神奈川縣營水道(工事中)
取水量約1.0立方米每秒
相模灣

猪苗代湖水利使用一覽圖

昭10
B
61

昭和十年九月

砂防事業の効果

内務省土木局

立憲民政黨
政務調査館
10.10.24

昭10
B
61

砂防事業の効果

水害と山村農民の慘狀

昭和九年の災害は北海道外三十四府縣の多數に及び、內務省關係だけでも實に七千七百餘萬圓の巨額の復舊費を要したが、本年に於ても既に京都府、福岡縣の未曾有の災害を始めとして災害地は大阪、兵庫、滋賀、青森、秋田、熊本等二十數府縣の多數に上り、水害の慘禍に苦しむ事誠に甚しく、之が對策を國民一般に考究せねばならぬ秋となつた。

而も之等の災害に對して世人は專ら都邑の慘狀、河川沿岸、耕地の損失、交通機關の被害等を喧傳して水源山村の悲慘なる狀態に關しては充分の理解を缺く恨みがある。

多くの災害地の內殊に被害の甚しかつた京都、兵庫、岡山、鳥取、滋賀等各府縣に於ける河川の上流地帶の狀態を調査するに、溪流兩岸の耕地の流失埋沒、人家の倒壞、人畜の危害等其の慘狀誠に慄然たるものがある。而も下流部の一般耕地面積廣大なる地域に於ては、多少の耕地の流失も、農民の生存を脅すには至らないが、山間部の狹隘にして耕地面積僅少なる地方に在つては寸地尺土も尊く、如何程の犧牲を拂つても之を復舊せしめない限り、米麥の產地を他に求むる事を得ないが故に、復舊の能、不能は直接山村農民生活の安否に關する重大問題で、此點下流平地部の災害とは受難の深刻さを異にするものと言はねば

ならない。

水源の荒廢と災害の原因

而も一方に於て上流水源の荒廢は、河川下流部の治水に至大なる關係を有する。昨年及び本年の災害の直接原因は固より稀有の大降雨量に因るものであるが、此豪雨に誘因せられた多量の流出土砂がその慘害を助長した事を否定する事は出來ない。

元來洪水時の流量は、その純水量と流出土砂量との二つに區分して考究すべきものである。例へば洪水時の水中土砂量に關して調査した處によれば、富山縣常願寺川の水源では三割、徳島縣吉野川支流曾江谷川では二割、滋賀縣大戸川支流不動川では二割五分と云ふが如き驚く可き多量の土砂を含有する。而も之は水中を浮流する部分に過ぎず、此外に河床上を轉流する砂礫の量を加算すれば一層多量の土砂石礫が流水によつて上流から下流に運ばれる事が推定せられる。而して流水が斯く多量の土石を含有する事によつてその破壞力は清水の夫れに數倍するに至るのである。

之が極端なる例としては、昨年七月十一日の石川縣手取川の洪水の際に水源の別當谷、湯谷等では從來四、五間の河幅で洪水時水深數尺に過ぎなかつたのに、當時の水位兩岸山腹二百尺の高さに達した痕跡を殘して居る。之は其の奥地に山腹の大崩壞を起し一時に多量の土石を押し流した所謂土石流の現象による特殊の高水位であつて、流量の大部分は土石から成るものと見て差支ない。又宮谷と手取川本流との合流

佐濃谷川支川三原川　京都府熊野郡田村大字三原小字高場
耕地流失之狀況（昭和九年九月）

川上谷川　京都府熊野郡川上村字袋野小字柿本
家屋破損之狀況（昭和九年九月）

京都府　加茂川支高野川上流立木流出之狀況　（昭和十年六月）

滋賀縣　百瀨川土砂流出之狀況　（昭和十年六月）

高梁川支肉谷川　岡山縣川上郡高倉村大字田井
耕地流失之狀況（昭和九年九月）

圓山川支流稻葉川支流知見川流域　兵庫縣城崎郡三方村知見地內
耕地流失之狀況（昭和九年九月）

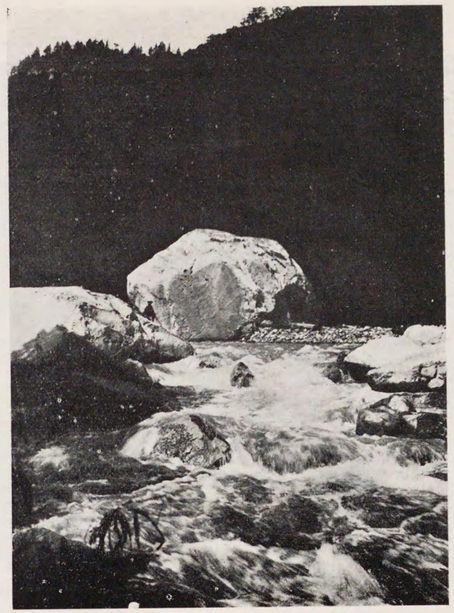

石川縣手取川上流　流出の巨岩
高七間　長二、五間　幅七間（昭和九年九月）

石川縣手取川上流　從來十間內外の河幅は
三十間乃至百五十間の河原と化せる狀況（昭和九年九月）

點下流では長十一間横七間高七間の巨岩を河の中央に押し流した。

水源崩壞のために斯く多量の土砂を流出した結果は白山溫泉、市の瀨、赤岩等の部落の神社、學校、民家等は悉く流失埋沒して多數の死者を出した外、出水前には河幅十間內外に過ぎなかつた手取本流上流部は左右の山から山に達する三十間乃至百五十間の河原と化し、河床も以前より十尺乃至六十尺高まつた。之がその後の出水毎に漸次下流に流送せられて來るのである。

又本年六月二十八日京都府鴨川の洪水の際も、水源崩壞のため多數の流木、流材が水流を阻害して多くの橋梁を破損せしめたが、同時に大約十萬立坪の土砂が河床に堆積殘留した。滋賀縣に於ても同日の出水で湖西の比良川、大谷川、木戸川、ヌリコ川、和邇川等を根底から破壞せられて下流の耕地に莫大な被害を釀したが、何れも上流から多量の土砂を流下して河道を殆ど埋沒した結果である。

之等の實例に徵しても、洪水による被害は單に水量だけが原因でなく、上流から水と共に流出する土砂石礫、或は樹木等が下流部河川沿岸の慘害を激成する事に關しては議論の餘地がないのである。

砂防工事の効果

此處に砂防工事の意義がある。即ち災害の原因を除き、治水の根本策を樹立せんがためには荒廢した溪流や崩壞した山地に砂防工事の施行を必要とするのであつて、既往に於ける工事施行の效果は誠に歷然たるものがある。

岡山縣では旭川の水源眞庭郡川上村に昭和八年度の時局匡救砂防工事で溪流を整理して護岸を設けたが昨年の災害には之が非常に役立つて危く川上の部落が流失するのを防止した。

兵庫縣美方郡大庭村では昭和九年度の匡救事業として、久斗川の支流三谷山川字邊地に一箇の砂防堰堤を設けたが、昨年の洪水では茲に多量の土砂を扞止して、全村殆ど收穫皆無程度に荒れ果てたに拘らず、此部落だけは少しも被害がなかつた。

長野縣の犀川流域は粘土性地質が多く容易に地辷りを起し、上水内郡小田切村の濁澤、七二會村の除澤等は地辷りのために年々多くの耕地が滑落して家屋は傾き、遂に山の中腹に建てられた小學校舍迄も傾斜したが、昭和五年以來順次谷筋に堰堤を築いたため、今日では地辷りの危險を除き得たばかりでなく、濁澤の如きは著しく土砂の流失を減じた。

新潟縣も長野縣同樣に非常に地辷り地帶が多いが、南魚沼郡鹽澤町の鎌倉澤、籔神村辻又川、後山川、古志郡東谷村來傳川、荷頃村西谷川等何れも床固堰堤施設の結果、兩岸山腹安定して、その斜面を耕地に利用し得る樣になつた。

京都府南桑田郡篠村桂川の支流鵜の川は、水源山地に明治四十一年以來山腹工事を施して、昔の禿赭地が立派な森林となつたが、その下流部は昭和四年以來一定計畫に基いて上流から順次床固堰堤を築いて最下流未施工區間約十町位を殘したが、本年の洪水で施工區間は何等の被害を見なかつたに拘らず、未施工區間は河敷とも堤内水田とも見別け難い程度に荒れ果てゝ、此の爲めに十三萬四千餘圓の復舊費を要するに至つた。

前述の石川縣手取川では、水源の柳谷は從來手取川第一の荒廢地で、白山の連峰海拔七千五百尺の龍ケ馬場まで崩壞して此のため大正元年度から石川縣で砂防工事を起し、大正十五年度からは内務省で直轄施行する事になつたが、内務省施行當初は縣民一般に此工事を熱望したに拘らず、何分山奥の仕事のため昨今では手取川沿岸の人々からもあの山奥に投ずる工費を以て道路を造るならどれ程立派な道が出來るか知れないとの聲を聞くに至つて、昨年夏の出水當時も、交通機關が全く絶えて上流の狀態のわからなかつた間は今回の手取川洪水は柳谷が崩壞した結果だと一般に想像された。然るに實地を調査するに、柳谷にも確に三ケ所に崩壞擴大の兆候が認められるが既設の砂防堰堤は將に崩壞せんとする山脚を良く保護して計畫通りに完全に崩壞の進展を防止したのである。之に反して未だ何等砂防計畫のない別當谷、湯谷、宮谷を初め、其他大小の溪流は悉く大崩壞を起したのに徵しても若し柳谷の砂防堰壞がなく、崩壞が擴大して居たならば、手取川の災害はあれ以上非常なる慘害を招いた事を容易に推定し得るのである。

三重縣鈴鹿郡椿村及び内部村の鈴鹿川、水源内部川は、流出土砂のため河床は堤内より高まつて、内部村の兩岸堤防は出水毎に缺潰したが、昭和五年度以降三ケ年の繼續工事で、溪口に高さ六十尺の砂防堰堤を設け山脚崩壞の防止と土砂の保留を計つて以來堰堤下流部の河床は著しく低下して、昨今の大出水に際しても完全に破堤の憂ひを除くに至つた。

高知縣幡多郡は連年の災害で各町村の固窮甚しく、之が救濟は國家的の大問題となつたが、結局砂防計畫によつて各河川災害の根絶を期するより外に方法のない事を明かにして、昭和五年度に三崎村三崎川に一箇所の砂防堰堤を設け、爾來引續き各河川水源に砂防堰堤を築造した結果、本年八月末の大洪水に對し

ても、砂防堰堤のある河川だけは災害を激減し、又東中筋村中筋川支流森澤の如き、從來人力によつて河床を掘鑿し、辛うじて破堤、氾濫を防いで居たが、堰堤築造の結果、上流部流出土砂の扞止と、下流部流水の洗堀作用と相俟つて自ら河身定り、村民初めて安堵する事を得た。

岐阜縣海津郡石津村揖斐川支流盤若谷は、未だ下流部流路安定せず甚しく亂流して多量の土砂を揖斐川に流す結果、本流河幅の過半は土砂で埋沒し、治水上の支障甚しいが故に、昭和三年度以降護岸及び床固工によつて之が安定を計つてから、今では本流の危害を根絶すると共に盤若谷を横斷する縣道並に軌道の損害をも除く事となり、之に隣りする山城村山崎谷其他各溪流に對しても砂防工事施行の要望切なるに至つた。

以上は近年の災害に現れた砂防施設の效果の數例に過ぎないが、更に一般治水との影響を述べると、明治四十年の大水害で山梨縣は被害最も激甚で殆ど滿足の河川は一箇川も見られないまでに荒廢した、以來日川、御勅使川を初め、其他の荒廢溪流に對して内務省は縣と協力して砂防工事を施行したが、今日に至つて其の效果が現れ、從來降雨毎に多量の土砂を下流に押し出した各谷川が今では豪雨に遭つても殆ど土石の流出がなく、各河川とも河床の低下を來たした結果、隣縣が連年災害に惱まされるに拘らず本縣の災害は激減して、以前の災害縣が一轉して非災害縣に變つたのである。而も明治四十年の災害の爲めに巨大なる轉石に覆はれて手の降し樣もなかつた日川の河道は砂防工事によつて一定の流路が形成せられ、其の兩岸は豊饒なる甲州葡萄の產地となつた。又御勅使川も現在施行中の砂防工事完成の曉は釜無川本流の土砂流出を防ぎ得る外、川の兩岸に數十町歩の耕地を拓き得るのである。

長野縣上水内郡小田切村犀川支流濁澤
施工前兩岸地滑りの狀況（昭和九年）

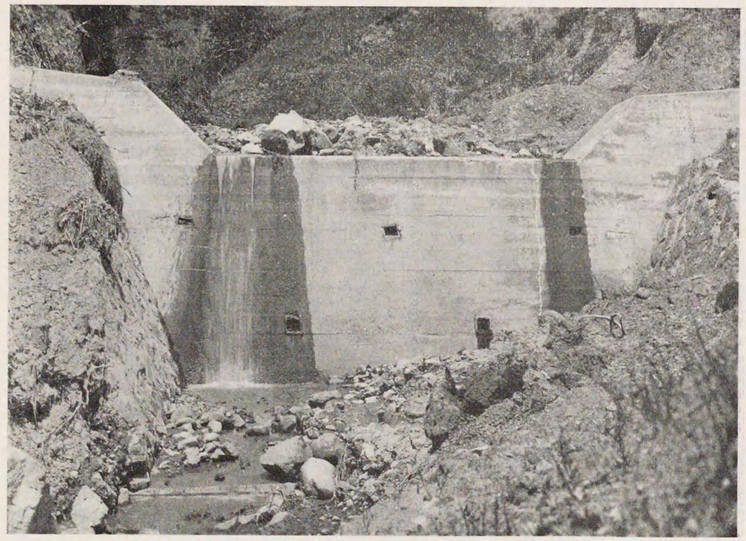

長野縣上水内郡小田切村犀川支流濁澤
堰堤により地滑りを防止の狀況（昭和九年）

石川縣能美郡白峰村手取川上流柳谷荒廢の一部（昭和元年）

石川縣能美郡白峰村手取川上流柳谷
堰堤により崩壞防止の狀況（昭和八年）

山梨縣　富士川支流御勅使川下流荒廢之狀況（昭和八年）

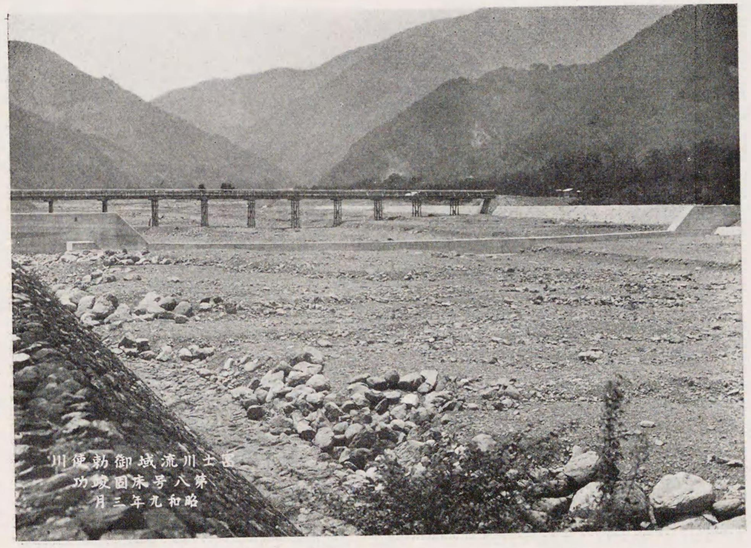

山梨縣　富士川支流御勅使川床固により河床整理の狀況（昭和八年）

高知縣　宗呂川上流有永川（砂防工事施行前）（昭和七年）

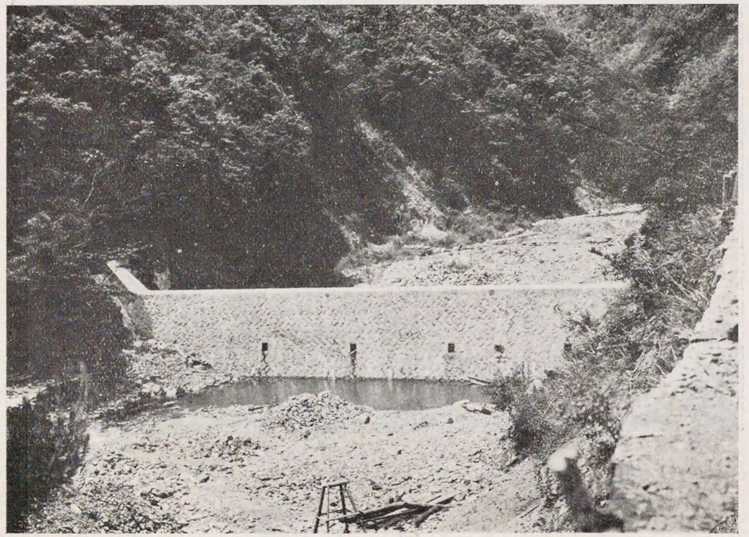

高知縣　宗呂川上流有永川（砂防工事施行後）（昭和七年）

靜岡縣安倍川本流山脚崩壞の狀況　（昭和八年）

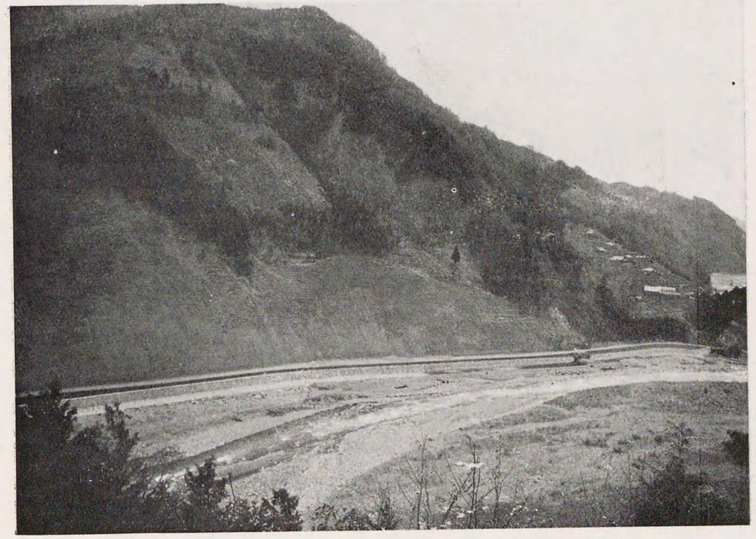

靜岡縣安倍川本流同個所山腹及護岸工事施行の狀況　（昭和八年）

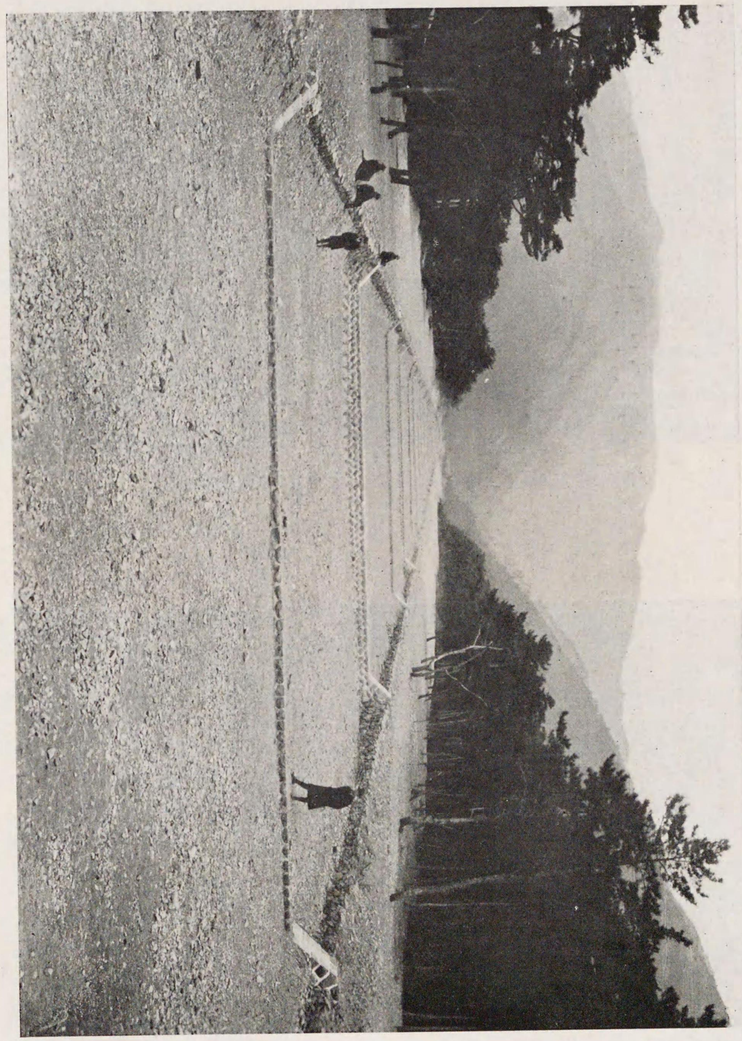

岐阜縣海津郡石津村坪菱川支流磐若谷下流部の亂流を整定せる狀況（昭和七年）

又今日河川改修の偉大な業績を讃美されて居る大阪の淀川も、その改修の歴史は遠く明和三年徳川綱吉の治世に始まる。當時河口埋塞して舟航の便を梗塞した爲め、之が改修を計畫する事となつて、當時我國隨一の治水家河村瑞軒は親しく全流域を視察して、其荒廢の甚しいのに驚き、河川改修と共に砂防工事の急務を説いて桂川、木津川、淀川等の各流域、山城、大和、河内の禿赭山腹に土砂留め工事を施行したと傳へられてゐる。降つて明治初年、淀川改修工事を施行するに當つても、當時年額六萬圓の改修費の内四萬圓を砂防工事費に充て二萬圓を河川工事費に使つて、淀川沿岸住民からは改修の一日も速ならん事を懇願されたに拘らず、先づ水源を治める治水上の純理に基いて、最初に砂防に努め上下を通じて淀川全般の治水計畫を樹てた結果今日に至つたものである。

治水と砂防工事

以上の實例から見ても治水上砂防工事の重要なる事は明瞭である。固より河川災害の現狀に當面して住民の生命財産を護り、産業の復興を計り、交通機關の安定を期する上から之が復舊に着手する事は焦眉の急務ではあるが、上述の如く多くの河川の水源には多數の荒廢した溪流が存在して、降雨毎に多量の土砂を本流に流し、溪流自體も亦兩岸を浸蝕し、崩壞を擴大して一層惡化の情勢を示すが故に、之に對する設備の方策を講じないで單に下流の災害復舊河川工事ばかりに全力を注いだのでは、斷じて災害復舊工事に永遠の效果あらしめる事は出來ない。

之を事實に徴するも、單に災害箇所の復舊のみに止まつた結果は、鳥取縣では大正七年の大災害に六百萬圓、同十二年の災害に二百三十萬圓、計八百三十萬圓の巨額の災害復舊費を支出し、兵庫縣では大正七年に二百萬圓の災害復舊費を計上して、災害箇所は完全に復舊されたに拘らず、當時水源の荒廢溪流に對する砂防工事は計畫せられなかつたのである。此點は山梨縣の明治四十一年の災害後に於ける砂防工事の普遍とは全く趣を異にして居る。之がため昨年の災害では兩縣共に以前の災害箇所の中、再び災害を蒙つて又々多額の災害復舊費を要した事例が尠くない。

斯る事例は何れの府縣に於ても見受ける處で、斯種の河川に於ては砂防と河川工事と相俟つて平行しないと、復舊と災害の競走となつて、何時迄も沿岸民は安堵する事を許されないのである。

又河川改修を計畫するに當つても、未だ水源が治まらず上流から多量の土砂を流下すべき事が豫想せられるならば、既に水源が治つて土砂の流下を減じ、河床低下の傾向を示すが如き場合よりも、遙に多大な洪水量を豫想して廣大な河積を與へなければならず、堤防は尨大となり必然的に工費の增大を招く。而も上流荒廢地の修治を怠つて單に下流の改修だけに終始する場合には、水源地方から流出する土砂のために河道の埋沒を招くのは單に時日の問題に過ぎず、折角完成した改修の效果を全くせんが爲めには後日必ず水源の砂防工事を施行すべき必要に迫られて、而もその際は多年荒廢の進展するがまゝに放任せられた結果として當初に比べて莫大なる工費を必要とするのみならず、往々にして下流部の補修を必要とし、明かに二重の不利を蒙る結果となる。

砂防工事の進展せざる理由

何故に河川改修工事は社會一般から之が促進を要望されながら、獨り砂防工事に至つては治水の根本策として最も重要なる關係あるに拘らず比較的等閑視されてゐるのか。其原因としては、

第一、砂防工事を必要とする箇所は多くは山間僻遠の土地で、一般の人々は勿論工事關係者でさへその恐るべき荒廢狀態を親しく視察する機會が少い。又偶々視察しても多くは災害直後でなく、相當時日が經過した後で、中には自然に雜草が繁茂して、之が果して災害の原因となつた大崩壞の跡か、想像に苦しむ場合さへ少くないから、直接災害に遭遇した人々の外、荒廢溪流の恐るべき作用を一般に認識しない。

第二、假令荒廢狀態を正しく認識しても、其影響する範圍を明確に理解せず、眼前の堤防增築や護岸復舊に急なるの餘り、上流の砂防を閑却するに至る。

第三、世上一般に水源砂防に關する知識や觀念が不充分であり、且つ從來砂防工費が少額だつた結果は徹底して施工された箇所も少く、從つて砂防工事の效果が未だ社會一般に知られて居ないのみならず往々にして禿赭山腹の植樹のみを以て砂防工事と誤解し、現在施行の砂防工事を廣く認識しない結果である。

砂防工事の大要

そこで砂防工事とは如何なる工事を爲すものか、簡單に述べると之を溪流工事と山腹工事の二つに大別する事が出來る。

山腹工事は禿赭の山腹に對して水平の階段狀に草木の苗を植栽し、或は禿赭面を粗朶の類を以て被覆して之に草木の種子を播く等、何れも森林造成を主眼とし、其の生育せる樹木によつて土地を固結せしめ土砂の流出を防ぐ事を目的とする工事である。

此工事は舊幕時代から起つて明治、大正年間の我國砂防工事の根幹を形成して居た爲め、今でも砂防工事と云へば矢張り禿赭山腹の苗木植付けとばかり考へる人々が少くない。

溪流工事は溪流の荒廢の原因を除き、之を修治する事を目的とするもので、流水による溪床の浸蝕は山脚の浸蝕を伴ひ、不良なる曲流は溪岸を洗堀して、常に溪流を惡化するばかりでなく、兩岸山腹の崩壞を招き多量の土砂石礫を生產して、下流災害の直接原因を爲すものである。例へば最近京都府鴨川の洪水を見ても水源山地は立派な林相を呈して居るが、一度森林地内の溪流を踏査すると、水流の爲め溪岸の一部が崩壞した結果、崩落土砂と倒木との爲めに一時水流を堰止めて水位を高め、漸次落差を增すに及んで土砂と倒木とを一時に押し流して下流の溪岸に第二の崩壞を惹起して順次下流に及んだ事が認められる。少雨、霖雨の場合は別として非常な强雨に對しては、森林に治水上夫程の效果を期待し得ないのみならず、逆に倒木、流木などの爲め惡結果を及ぼす場合さへ見受けられるのである。故に强雨に對しても山脚の崩壞を防いで山腹の安定を期し、萬一その崩壞を見たとしても之が擴大を防ぐと共に、多量の土砂が一時に下流に押し出す事を防ぐには、溪流工事に依るより外に工法が無い。又溪流の下流部に既に多量の土砂が流出して本流に危害を及ぼす場合には、一定の流路を設置して溪床を安定せしめるのも溪流工事の一つの目的であつて、之等の目的達成の爲めには主に堰堤、床固、水制、護岸、水路張石等の工種を使用する。斯く溪流工事は治水上直接且つ重大なる使命を帶びるが故に、現今の砂防工事では專ら之に重點を置く次第である。

又溪流工事の施行される範圍は森林の内外を論ぜず、荒廢した溪流に對しては水源から本流との落合に至る全區間に及ぶもので、斯く溪流の全流路に對し、一定の計畫に基いて、組織的に工事を施して始めての效果を收め得るものである。

砂防工事と荒廢地復舊工事

以上二種の砂防工事は共に砂防法に依つて昔より内務省の管掌事項であるが、明治四十三年の第一回治水會議の結果、明治四十四年度以後農林省に於ても新しく荒廢地復舊費補助規則に基いて荒廢地の復舊に努める事となつた。然し此の工事の種類は砂防工事中の山腹工事と何等相違する處が無く、加之荒廢地復舊工事として中には溪流工事まで施行するに至つて兩省間の權限問題を惹起し、昭和三年以降、内務省は溪流の砂防工事に、農林省は山腹の荒廢地復舊工事に主力を注ぐ事に決定した。即ちその決定の精神は溪流を始め土砂を掩留して、下流河川の治水に直接の效果を及ぼす工事は内務省に、又水源の森林造成を計つて廣義の治水を目的とする仕事は農林省の所管に屬せしめたものであつて、兩者一致協力以て我國治水の完成を期すべき關係にある。

昭10
B
62

第

號

治水費ニ關スル調

立憲民政黨
政務調査館
10.10.24

昭10
B
62

治水費ニ關スル調

年度	河川費 直轄工事費	河川費 補助費	砂防費 直轄工事費	砂防費 補助費	事務費	中小河川補助費（町村河川ヲ含ム）	合計	工事數
	円	円	円	円	円	円	円	河川 砂防
明治三	五〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	五〇、〇〇〇	2
同四	一三〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	一三〇、〇〇〇	2
同五	一〇二、二五六	—	—	—	—	—	一〇二、二五六	1
同六	六九、八二九	—	—	—	—	—	六九、八二九	1
同七	一三、四四五	—	—	—	—	—	一三、四四五	1
同八	一五四、一八二	—	—	—	—	—	一五四、一八二	2
同九	二〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	二〇〇、〇〇〇	3
同一〇	一三六、四〇一	—	—	—	—	—	一四六、三八一	4
同一一	一五七、三四九	—	九、九八〇	—	—	—	一七九、二三〇	4
同一二	一七五、二九九	—	二、八八一	—	—	—	二一、一三九	5
同一三	二〇〇、〇〇〇	—	三五、八四〇	—	—	—	二三〇、八二三	5
同一四	二六七、〇九三	—	五〇、八二九	—	—	—	三一七、九二二	6
同一五	二七二、〇九三	—	四九、三二二	—	—	—	三二、四一五	11
同一六	四六二、〇九三	二〇七二	七九、四七九	—	—	—	五四三、六四四	14
同一七	四六二、九二七	六二、七四〇	九三、二〇七	—	—	—	六一八、八七四	15
同一八	三七二、七七七	九九、八三〇	六七、五〇九	—	—	—	五四〇、一一六	15
同一九	四三〇、〇六〇	一三六、九二九	五二、九七三	—	—	—	六一九、九六二	15
同二〇	八九一、二八五	一七二、二二四	六〇、〇〇二	—	—	—	一、一二三、五一一	15
同二一	八二二、四五〇	一〇〇、二一三	五七、六四三	—	—	—	九八〇、三一六	15
同二二	七五二、五五八	一三五、二九六	四七、九四七	—	—	—	九三五、八〇一	15
同二三	七九五、五九五	一一三、六三四	四一、九六五	—	—	—	九五一、一九四	15
同二四	七九五、〇〇〇	一三、六三四	三六、九一一	—	—	—	八四五、五四五	15
同二五	七九五、〇〇〇	一三、六三四	五四、九九五	—	—	—	八六三、六二九	15

年度	河川費 直轄工事費	河川費 補助費	砂防費 直轄工事費	砂防費 補助費	事務費	中小河川補助費（町村河川ヲ含ム）	合計	河川工事數
明治二六	一,二七二,五四六円	一三,六三四円	三四,四八五円	—円	—円	—円	一,三二〇,六六五円	15
同二七	七一八,二三五	一三,六三四	三〇,二九二	—	—	—	七六二,一五一	13
同二八	七〇七,七四二	一三,六三四	二八,六三四	—	一三六,三一四	—	八八六,三二四	14
同二九	二,六〇七,八一七	一三,六三四	二〇,七三三	—	二二一,六二八	—	二,八六三,八一一	15
同三〇	五,八四四,〇四三	一三,六三四	三四,一八一	—	二二一,六〇〇	—	六,一一三,四五八	15
同三一	五,三九七,八六七	—	三三,七一五	七〇,〇〇〇	二二一,六〇〇	—	五,七二三,一八二	15
同三二	三,八八七,五一九	—	三四,四四四	一五〇,〇〇〇	二二一,七九一	—	四,二九三,七五四	14
同三三	二,八一六,六四五	—	四一,五六四	一七九,七一六	三〇一,五四〇	—	三,三三九,四六五	14
同三四	三,六四七,二四七	—	四七,〇九三	二〇〇,〇〇〇	二九四,七四四	—	四,一八九,〇八四	12
同三五	三,八一七,五〇九	—	四二,五五九	一九九,九三七	二九〇,四九七	—	四,三五〇,五〇二	12
同三六	三,四四九,九六四	—	三八,三四六	二〇〇,〇〇〇	三八三,七六一	—	四,〇七二,〇七一	9
同三七	二,九三九,七三五	—	四二,七五六	—	二九〇,四九七	—	三,二七二,九八八	9
同三八	九九九,三九五	—	二四,九二五	—	一六六,一四九	—	一,一九〇,四六九	5
同三九	二,〇三八,二〇八	—	二九,七〇三	二〇〇,〇〇〇	二八三,九一七	—	二,五五一,八二八	7
同四〇	四,五二一,二三五	—	二九,三七七	二〇〇,〇〇〇	三九三,九〇一	—	五,一四四,五一三	10
同四一	三,四八二,七七八	—	二九,七二八	二〇〇,〇〇〇	三九三,九〇一	—	四,一〇六,四〇七	9
同四二	三,四二一,二一〇	—	二九,五四二	二〇〇,〇〇〇	三九三,九〇一	—	四,〇三四,六五三	8
同四三	四,一〇四,〇〇〇	—	三〇,四七六	二〇〇,〇〇〇	三九三,九〇一	—	四,七二八,三七七	9
同四四	一一,二六一,〇〇〇	—	一〇五,〇〇〇	一五三,三三六	六七五,七五〇	—	一三,一九五,〇八六	13
大正元	一三,二〇一,〇〇〇	—	一〇五,〇〇〇	二五九,一〇三	六七四,六一〇	—	一四,二三九,七一三	13
同二	八,五八二,六四〇	—	一〇五,〇〇〇	二四三,五二三	六七四,六一〇	—	九,六〇五,七七三	13
同三	八,七三九,二六〇	—	一〇五,〇〇〇	二六一,三七三	六七一,六一〇	—	九,七七七,二四三	14
同四	六,二二三,八二〇	—	一三五,〇〇〇	二八五,一九八	六七一,六一〇	—	七,三一五,六二八	17
同五	六,五〇九,八四〇	—	一四一,〇〇〇	二三五,二九一	五六一,五二〇	—	七,四四七,六五一	18
同六	八,〇九六,九六三	一八,五五七	一四一,〇〇〇	二三七,〇八八	五六一,五二〇	—	九,〇五五,一二八	18
同七	一四,三八八,〇六八	四四六,七五二	二八三,五〇〇	二九一,五八八	八五五,五二〇	—	一六,二六五,四二八	27
同八	二二,四五八,五〇四	九四七,七八三	二七三,四三八	三六八,〇一八	八五五,五二〇	—	二四,九〇三,二六三	30
同九	二六,六七六,九五〇	一,三四七,〇九六	二七八,四〇〇	四三四,二三六	一,〇六六,八九一	—	二九,八〇三,五七三	30
同一〇	二七,四七八,〇〇二	一,八四五,四二九	二三九,一〇〇	四九一,三〇七	一,二〇〇,〇〇〇	—	三一,二五三,八三八	32
同一一	二四,九一八,六〇四	二,〇〇八,五八七	二四六,五〇〇	五九六,三四七	一,〇八六,〇〇〇	—	二八,八五六,〇三八	33
同一二	二四,三九三,八一六	—	二五一,〇〇〇	五五八,七〇七	一,五八二,三〇〇	—	二六,七八五,八二三	39
同一三	一七,八六五,七一七	—	二三〇,八〇〇	五五四,二七九	一,四〇三,一四九	—	二〇,〇四三,九四五	37
同一四	一四,三八八,〇〇〇	—	一八九,〇〇〇	四七六,二九九	九六五,三四〇	—	一六,〇一八,六三九	37
昭和元	一五,七八六,五九〇	—	四一九,〇〇〇	四三八,八七九	一,〇八五,二五四	—	一七,七二九,七二三	41
同二	一七,六三六,二七一	—	六二一,一四〇	四六〇,三五四	一,三八二,一五一	—	二〇,〇九〇,九一六	45
同三	二〇,四五四,六八〇	—	六六一,四四〇	四五〇,八六一	一,四四八,七一〇	—	二三,〇一五,六九一	44
同四	一五,一六三,七五五	—	三五九,二〇五	五〇二,五〇〇	一,三八八,九一一	—	一七,四一四,三七一	46
同五	一四,四九四,七五一	—	三八五,五五五	四三五,〇〇〇	一,二四七,七九二	一五,〇〇〇	一六,五七八,〇九八	48
同六	一三,一六四,三六〇	—	四九七,八四六	三〇九,九〇〇	一,〇九二,六五〇	一五,〇〇〇	一五,〇七九,七五六	49
同七	一六,八一六,四一六	—	八〇六,二〇二	三,一四七,二〇二	一,一六四,二二二	一一,四八五,〇〇〇	三三,四一九,〇四一	52
同八	一九,三一四,六三五	—	八六〇,七七六	四,〇五〇,〇〇〇	一,二九二,五六八	一三,一四八,八三四	三八,六六六,八一三	60
累計	四三二,一〇五,〇一九	七,五三二,五九〇	八,八八三,七六〇	一七,二四〇,〇五三	二八,三二七,八四九	二四,六六三,八三四	五一八,五七三,一〇四	

昭10
B
63

本表ノ河川ハ昭和八年十一月土木會議ニ於テ第三次治水計畫ノ内中小河川改修計畫トシテ決議セラレタルモノナリ

中小河川調査表

立憲民政黨政務調査館
10.10.24

昭10
B
63

中小河川調査表

府縣名	河川名	氾濫面積	灌漑面積	改修工費	改修ニ因リ免ルル水害損失額	改修ニ因ル利益 工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル綜合利益	工費ニ對スル歩合
		反	反	円	円	割	円	割
青森	平川	九、〇八八	七五、九八四	二八三、〇〇〇	二三、一六五	〇・八一	三五、四四四	一・二五
	十川	二三、七二七	一七、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	八二、九一一	一・二八	一八二、六五四	二・八一
	堤川	一九〇	一八、九三六	三三五、〇〇〇	一八、三六〇	〇・五五	一九、〇八〇	〇・五七
	赤石川	一、五二〇	七、一七二	四四五、〇〇〇	四五、五一〇	一・〇二	四八、二七〇	一・〇九
岩手	閉伊川	四、一九〇	八〇六	九二六、〇〇〇	四六、九一九	〇・五一	八八、〇八七	〇・九五
	盤井川	五、三五五	一二、七六二	二八五、〇〇〇	一四、九三〇	〇・五四	二〇、七六〇	〇・七三
	膽澤川	三、九五〇	五、八四〇	八三〇、〇〇〇	二六、八九二	〇・三二	八八、〇七二	一・〇六
	猿ケ石川	一一、二四〇	八、三〇七	一、七七五、〇〇〇	四一、一四二	〇・二三	一七九、一九四	一・〇一
	津輕石川	一、五七八	一、〇七〇	二二七、〇〇〇	一〇、三二八	〇・四五	二七、二八八	一・二〇
	小本川	三、二八〇	八二	三七一、〇〇〇	二一、五一八	〇・五八	五六、三二八	一・五二
	夏井川	一、〇三九	一、一九六	二〇〇、〇〇〇	一一、五四七	〇・五八	二七、二九九	一・三六
	葛根川	二、一四〇	一、〇五八	五一〇、〇〇〇	七、五〇九	〇・一五	五一、〇九五	一・〇〇
	尻平川	三三五	一、七九三	二三〇、〇〇〇	九、三四二	〇・四〇	二四、四四二	一・〇六
	夏油川	五六一	一、八二四	一九九、〇〇〇	九、七〇五	〇・四九	二一、三一五	一・〇七
	廣瀬川	一、七〇三	一、七〇六	二四四、〇〇〇	一四、〇三九	〇・五七	三二、九三〇	一・三五
	人首川（伊手川ヲ含ム）	八、三〇七	一一、七五三	四二九、〇〇〇	一八、一三一	〇・四二	九〇、七七三	二・一一
	瀨川	一、〇四〇	一〇、七九五	一八三、〇〇〇	二、五九〇	〇・一四	六、九一〇	〇・三八
	盛川	一、六一七	二、六一六	二〇一、〇〇〇	一六、九八一	〇・八四	二八、五六五	一・四〇
	豐澤川	二、〇六一	一七、六七五	四九五、〇〇〇	二〇、二三七	〇・四一	五〇、九六三	一・〇三
	甲子川	五五	五五〇	二二六、〇〇〇	九、一一〇	〇・四〇	二三、四一〇	一・〇四

	瀧川	一、九八三	一一、三七二	二五三、〇〇〇	二、一六七	〇・〇九	七、二七〇	一・〇九
	大槌川	八〇〇	四〇〇	三二三、〇〇〇	六、二七三	〇・一九	一五、〇二三	〇・七一
	小槌川	四五〇	五三〇	二二三、〇〇〇	二、一五〇	〇・一〇	一三、四〇〇	〇・六〇
宮城	江合川流	四〇、六九三	一五、五五三	一、二五二、〇〇〇	六三、七〇〇	〇・五一	一五八、七九一	一・二七
	上鳴瀨川流	七四、三六一	七六、四八二	一、四八五、〇〇〇	一三〇、五六〇	〇・八七	三四八、七四九	二・三五
	荒川	六、二七九	四、三八〇	五六一、〇〇〇	三二、八五九	〇・五八	七〇、五一九	一・二六
	齋川	四、四六八	二、四五八	四〇二、〇〇〇	三五、九二七	〇・九〇	六三、〇二〇	一・五七
	貞山堀川	一〇、〇二三	一〇、七二〇	五六七、〇〇〇	六七、六六〇	一・一九	一〇、七二〇	一・〇七
	吉田川	六、三三五	八、二〇〇	三七四、〇〇〇	五二、七二〇	一・四一	九一、九八〇	二・四六
	二股川	六、五六六	二七五	四五五、〇〇〇	三二、九六七	〇・七三	五四、八〇七	一・二〇
	出來川	二九、四四四	八、二三〇	一、〇九一、〇〇〇	四九、〇九〇	〇・四五	一一四、六一一	一・〇五
	松川	五一八	四五七	三七二、〇〇〇	三五、三四五	〇・九五	三九、四〇八	一・〇六
	定川	九、九二〇	一、七一七	四六六、〇〇〇	五五、二八五	一・一八	一五七、二五九	三・三七
秋田	米代上流	一三、三四七	二八、五七〇	一、〇七一、〇〇〇	四五、六三五	〇・四二	一六九、二七七	一・五八
	藤琴川	三、六九二	四、七〇九	五五二、〇〇〇	三五、〇三〇	〇・六三	九七、六四九	一・七七
	横手川（箱堀川ヲ含ム）	九、五九四	二七、八六六	一、二六五、〇〇〇	四〇、五五〇	〇・三二	一四一、七一二	一・一二
	皆瀨川	七、一〇四	二三、二五三	五〇八、〇〇〇	三〇、一七〇	〇・五九	六二、二五〇	一・二三
	阿仁川	八、〇一六	一五、五九五	七〇五、〇〇〇	一三、九九四	〇・一九	七一、八一三	一・〇一
	玉川	九三五	二一、九二一	五〇〇、〇〇〇	三四、四三五	〇・六九	七九、四九二	一・五九
	太平川	八、二三一	六、八一〇	四四九、〇〇〇	三七、七六二	〇・八四	七八、〇〇二	一・七四
	旭川	六一四	一五、〇三〇	七七五、〇〇〇	一八、五〇〇	〇・二四	二〇、五九一	〇・二七
	長木川	二、一五七	八、三五六	四一九、〇〇〇	二三、四六〇	〇・五六	四九、一〇〇	一・一七
山形	置賜野川	二、〇八五	一三、一二五	五三五、〇〇〇	一九、一六二	〇・三六	五四、一八一	一・〇一

府縣名	河川名	氾濫面積	灌漑面積	改修工費	改修ニ因リ免ルル水害損失額	工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル綜合利益	工費ニ對スル歩合
山形	白川（置賜）	二、一六〇反	三二、九三〇反	七一三、〇〇〇円	一七、三五五円	〇、二四割	七三、七七五円	一、〇三割
	亂川	九、九九〇	一、七一〇	五六五、〇〇〇	八〇、四五六	一、四二	一五七、六一〇	二、七九
	鮭川	五、〇三一	一、一七一	八〇四、〇〇〇	四四、四八三	〇、五五	七三、七三五	〇、九二
	羽黒川	一二、〇九〇	九、九〇六	六六〇、〇〇〇	一〇、九六〇	〇、一七	六八、四三〇	一、〇四
	大旦川	二、八八三	四、三八〇	一九七、〇〇〇	五、八〇〇	〇、二九	二二、〇三〇	一、一二
	須瀬川	四、八一八	七、三八〇	六〇〇、〇〇〇	三五、〇九五	〇、五八	四八、九三九	〇、八二
	高瀬川	一、六三一	四、三五〇	五六三、〇〇〇	四二、四五〇	〇、七五	六一、八九〇	一、一〇
	松面川	一三、三五七	七、四〇〇	四九七、〇〇〇	二〇、九八九	〇、四二	四四、五〇九	〇、八九
	鬼面川	一二、一八五	一七、一九七	一、〇五〇、〇〇〇	五九、九〇〇	〇、五七	一八一、四三六	一、七三
	大山川	一三、二二八	一四、二六〇	一、一七三、〇〇〇	九一、三二九	〇、七八	二二〇、六三四	一、八八
	月光川（村山）	一九、四五三	二二、七二〇	八八〇、〇〇〇	一一七、六一八	一、三四	二二〇、一三二	二、五〇
	野吉川	二、四四五	一、二六一	五五四、〇〇〇	四四、〇四〇	〇、八〇	六三、九九四	一、一六
	田附川（阿武隈流）	二、七九七	七、七八四	四〇八、〇〇〇	一七、六九二	〇、四三	五七、〇八六	一、四〇
福島	上眞野川	八、一五六	三、〇八二	一五〇、〇〇〇	九、一二七	〇、六一	一四、〇七七	〇、九四
	松川	一二、〇四七	九、二〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一四五、〇一五	一、二一	一八七、六四二	一、五六
	摺上川	二、八五〇	七、六五二	五二八、〇〇〇	二三、〇六八	〇、四四	七二、六二〇	一、三八
	蛭田川	三、二五五	九、五三四	一九七、〇〇〇	一二、九四六	〇、六六	二二、三〇一	一、一七
	鮫川	二、九八七	二、〇七四	二二五、〇〇〇	一〇、六一三	〇、四七	二六、二三九	一、〇五
	宇多川	八、四一七	五、〇五〇	四七七、〇〇〇	一七、五一六	〇、八四	二一、七一一	一、〇五
	宮川	七、八五六	五、三八〇	四〇一、〇〇〇	三四、九一八	〇、七三	六〇、六四九	一、二七
		一〇、二七一	一、七九六	四九二、〇〇〇	三〇、一六五	〇、六一	六一、八三五	一、二六

府縣名	河川名	氾濫面積	灌漑面積	改修工費	改修ニ因リ免ルル水害損失額	工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル綜合利益	工費ニ對スル歩合
茨城	廣瀬川	二、〇八六	一九、三八九	三六〇、〇〇〇	一九、三八六	〇、五四	三二、六五六	〇、九一
	日橋川	一二、〇四七	一八、八〇〇	六〇〇、〇〇〇	三二、九〇五	〇、五五	八一、四三五	一、三六
	太田川	八、四七九	六、四八七	五〇〇、〇〇〇	三六、六〇九	〇、七三	八八、九二一	一、七八
	社川	四、〇四七	七、七三九	四二七、〇〇〇	一三、八六七	〇、三三	四五、六四七	一、〇七
	前田川	一、九六六	三、九〇〇	二六〇、〇〇〇	六、八九〇	〇、二七	二六、〇九〇	一、〇〇
	茂宮川	一、一二五	一、五〇〇	一五〇、〇〇〇	一、二〇〇	〇、〇八	一五、三〇〇	一、〇二
	櫻川	一〇、九〇七	一八、四六〇	八三二、〇〇〇	二七、八四二	〇、三三	八五、九八二	一、〇三
	戀瀬川	三、七一二	—	五九九、〇〇〇	四、五七三	〇、〇八	六三、四五〇	一、〇六
	勤行川	七、七三一	三、四七二	四一七、〇〇〇	四、一八五	〇、一〇	六〇、八五七	一、四六
	園部川	一、〇七八	五、六〇〇	三四九、〇〇〇	六、〇四四	〇、一七	三五、二六五	一、〇一
	北利根川	二七、五五八	一〇五、九三〇	一、一六〇、〇〇〇	二一四、四八〇	一、八四	四一八、〇八〇	三、六〇
	涸沼川	三、六一八	二二、九六二	七八七、〇〇〇	二六、五〇二	〇、三四	八五、三五八	一、〇八
栃木	那珂川流川	四、九八三	四、五九八	一、七五九、〇〇〇	八九、四六〇	〇、五一	一二九、八五二	〇、七四
	上小貝川流川	三、九八〇	七、一一一	五一六、〇〇〇	三六、八四九	〇、七一	五八、三六五	一、一三
	田川	二、八四一	三〇、〇三〇	一、〇七〇、〇〇〇	六一、一一九	〇、五七	八七、三五一	〇、八二
	思川	二、一八〇	一二、三六〇	一、一三九、〇〇〇	七四、二九九	〇、六五	八九、三〇二	〇、七八
	小倉川	二、〇七七	一四、二五〇	一、一七〇、〇〇〇	九二、九九〇	〇、七九	一〇七、六七六	〇、九二
	箒川	二、七三一	一七、七三一	一、三六二、〇〇〇	七六、五七〇	〇、五六	九七、六四六	〇、七二
	荒川	一〇、一八八	一九、二九七	一、一一七、〇〇〇	五八、〇六〇	〇、五二	一〇七、〇五〇	〇、九六
	大谷川	六、四二二	一〇、九三一	六九八、〇〇〇	五四、五五〇	〇、七八	七七、六六七	一、一一
	渡良瀬川流川上	一、四五〇	五、八二六	五五三、〇〇〇	四一、六六〇	〇、七五	五二、〇八七	〇、九四
	秋山川	二、三五六	六、五〇〇	二八一、〇〇〇	一九、六二二	〇、七〇	三一、一五四	一、一一
	黑川	二、五〇五	一二、八〇五	一、一三〇、〇〇〇	七〇、一〇八	〇、六二	八八、一六三	〇、七八

府縣名	河川名	氾濫面積	灌漑面積	改修工費	改修ニ因リ免ルル水害損失額	工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル綜合利益	工費ニ對スル歩合
栃木	大芦川	一、六四〇反	六、八六〇反	六〇四、〇〇〇円	四〇、七七九円	〇・六八割	五三、四二五円	〇・八八
	蛇尾川	一、一七五	二、五四一	八八二、〇〇〇	四四、〇七〇	〇・五〇	五〇、八四〇	〇・五八
	内川	三、八三三	一二、二八〇	五五六、〇〇〇	二七、二九〇	〇・四九	五九、〇九二	一・〇六
	五行川	三、六一〇	四六、六八二	四四三、〇〇〇	二八、七一一	〇・六五	四七、三八〇	一・〇七
	旗川	一、〇二〇	二四〇	四〇八、〇〇〇	三九、一八〇	〇・九六	四六、二八八	一・一三
	姿川	一、六七〇	二一、一七〇	六五一、〇〇〇	三二、一九八	〇・五〇	四四、一〇〇	〇・六八
群馬	碓氷川	四、〇七五	七三七七	六七九、一〇〇	一三、七一四	〇・二〇	七一、一二七	一・〇五
	高田川	二、五一二	六、〇六〇	四一一、〇〇〇	一四、四七九	〇・三五	五四、二四九	一・三二
	谷田川	六四、九四二	二、〇〇〇	一、二一七、〇〇〇	九六、一五〇	〇・七九	二九、九七五〇	二・四六
	鏑川（鮎川ヲ合ム）	八、八八〇	四、三四六	八二一、〇〇〇	二一、八四三	〇・二六	一〇二、二五九	一・二五
	粕川	五、七五三	六、七九三	五七一、〇〇〇	七、九九三	〇・一四	七九、九九一	一・四〇
	烏川上流	六、四一四	一八、〇〇〇	七〇二、〇〇〇	一二、九七三	〇・一九	九二、八一六	一・三二
	桐生川	一、〇四一	九一〇	一八〇、〇〇〇	四、八六〇	〇・二七	一八、四〇二	一・〇二
	井野川	九二六	二、七〇一	一六四、〇〇〇	七、八七〇	〇・四八	一五、九六八	〇・九七
	渡良瀬川上流	三、〇一六	四五、〇六九	一、六五六、〇〇〇	一六二、〇〇〇	〇・九八	二二〇、五五五	一・三六
埼玉	身馴川	二、九三二	三、五四二	一、〇六二、〇〇〇	六六、二九四	〇・六二	八八、三一四	〇・八三
	市野川上流	二、四四〇	一、一四二	五三〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	〇・六六	五一、二六七	〇・九七
千葉	黒部川	二、〇一〇	六〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	〇・五〇	一七、〇〇〇	二・〇〇
	一宮川	一二、三六三	七、七六三	六四〇、〇〇〇	七六、三〇〇	一・一九	一〇二、七六四	二・七〇
	丸山川	一、八九〇	二、二六四	三〇〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	〇・五三	二六、五〇六	〇・八八
	久里川	四、六三〇	七、四二〇	五〇〇、〇〇〇	五六、七九〇	一・一四	一〇二、五五八	二・〇五
	平村川	一、六〇二	八、二〇〇	二三〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	〇・七〇	三一、二五二	一・三六

府縣名	河川名	氾濫面積	灌漑面積	改修工費	改修ニ因リ免ルル水害損失額	工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル綜合利益	工費ニ對スル歩合
東京	南淺川	一九六	一九	二六七、〇〇〇	一九、五七三	〇・七三	二六、五〇四	〇・九九
	北淺川	二四四	八三	三六〇、〇〇〇	三一、八二〇	〇・八八	三九、五〇四	一・一〇
	荒川（舊川筋）	四八〇	—	二〇、〇〇〇、〇〇〇	一五四、〇〇〇	〇・七七	二一〇、〇〇〇	一・〇五
	呑川	一、二〇五	—	三、五六七、〇〇〇	七三九、〇三〇	二・〇七	七七七、五七〇	二・一八
神奈川	狩川	二、三八五	二、三五二	二七五、〇〇〇	二〇、九三二	〇・七六	三四、九八四	一・二七
	鶴見川上流	九、七一二	九、七一五	一、二〇〇、〇〇〇	二〇〇、四〇〇	一・六七	二七二、八八九	二・二七
	水無川	六六二	—	四二二、〇〇〇	二四、八二二	〇・五九	三七、〇二二	〇・八八
	境川	三七八	一七	一七六、〇〇〇	一七、五五〇	一・〇〇	二〇、六三六	一・一七
	中津川	一、四〇五	七二〇	六二三、〇〇〇	三四、六四一	〇・五六	五五、三八五	〇・八九
新潟	信濃川	八三、七二〇	六七、六六〇	一、二〇〇、〇〇〇	一五、三三〇	〇・一三	一四四、五九〇	一・二〇
	保倉川（舊川筋）	七、八一六	一二、二九二	二〇〇、〇〇〇	八、五四三	〇・四三	二五、五三一	二・二八
	飯田川	三、〇〇六	一四、二八五	二〇〇、〇〇〇	一〇、九六九	〇・五五	一四、四九四	〇・七二
	魚野川	二一、二三九	一一、七九〇	二八〇、〇〇〇	四二、二四一	一・五一	九一、三一八	三・二六
	能代川	三五、〇五三	三〇、六五七	七〇二、〇〇〇	二九、四八〇	〇・四二	七四、二七八	一・〇三
	胎内川	四、二七五	二二、〇九四	四一一、〇〇〇	二〇、九四九	〇・五二	二三、二六五	〇・五六
	能生川	三、八九三	五、九二四	二〇〇、〇〇〇	三九、七九五	一・九五	五〇、八四〇	二・五四
	姫川	三、九五七	五、一六八	一八〇、〇〇〇	四一、〇〇七	二・二七	五七、一五四	三・一八
	加茂川	二一、一八九	一一、〇六九	一五〇、〇〇〇	四五、七九八	三・〇五	五六、八〇九	三・七九
	石川	五、八五〇	一二一	七八〇、〇〇〇	六九、六九五	〇・九〇	一三七、二六五	一・七六
	三面川	二、九六五	六三三二	五四九、〇〇〇	三七、三三〇	〇・六八	四三、五二〇	〇・七九
	荒川	六、八〇九	一六、一三七	五〇〇、〇〇〇	三〇、七四七	〇・六一	三六、六七〇	〇・七三
富山	上市川	二、〇三六	四、〇三〇	三五五、〇〇〇	一七、八〇〇	〇・五〇	三四、四五四	〇・九七
	澁江川	二、二一八	三、九二〇	二三〇、〇〇〇	一、二五〇	〇・〇五	一一、四二八	〇・五〇

府縣名	河川名	氾濫面積	灌漑面積	改修工費	改修ニ因リ免ルル水害損失額	工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル綜合利益	工費ニ對スル歩合
富山	千保川	四、八九一反	六、五二〇反	三一五、〇〇〇円	三、一九〇円	〇・一一割	一五、一〇〇円	〇・四八割
	和田川	二、五六八	六、一三二	二〇〇、〇〇〇	一一、五一一	〇・五八	二一、〇八三	一・〇五
	山田川	一、九七九	七、一三〇	二七一、〇〇〇	一二、八三七	〇・四八	二九、八四八	一・一〇
	小川（舟川ヲ含ム）	八、五六〇	八、七一八	五〇〇、〇〇〇	八、三七六	〇・一七	五一、六二三	一・〇三
	内川	一五、五八九	—	四五〇、〇〇〇	一、八四五	〇・〇四	一八、八六五	〇・四二
	栃津川	三、七一二	四、〇八〇	一六八、〇〇〇	二六、八七二	一・六〇	五二、一〇四	三・一〇
石川	大野川	二四、一九六	八、八五六	一、八七一、〇〇〇	一四四、九二五	〇・七七	二四三、六二一	一・三〇
	梯川上流	一六、六五四	二七、六六〇	三六〇、〇〇〇	二一、一二二	〇・五九	一〇九、一三一	三・〇三
	犀川	九、五六八	一七、八〇八	三八〇、〇〇〇	一一六、二八七	三・〇六	一三四、二〇三	三・五四
	動橋川	四、九六六	二、四七〇	二七〇、〇〇〇	一七、〇三三	〇・六三	三四、八四六	一・二九
	森下川	五、一〇四	一二、六二三	四〇〇、〇〇〇	一三、五四〇	〇・三四	四二、三四八	一・〇六
	二ノ宮川	三、八〇九	五、四〇〇	三四〇、〇〇〇	二六、五〇〇	〇・七八	六五、五四〇	一・九三
	八ケ川	二、五八七	三、〇八四	二一〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	〇・七六	三〇、八九五	一・四七
	町野川	五、六七二	八、一五一	二三〇、〇〇〇	二一、〇〇〇	〇・九一	四二、三〇〇	一・八四
福井	竹田川	三一、一一二	四、四五四	一、八七九、〇〇〇	一五三、六四四	〇・八一	一七七、〇三四	〇・九四
	吉野瀬川	一六、八一七	一七、一〇〇	五五〇、〇〇〇	五二、六四五	〇・九六	一〇二、六六四	一・八七
	江端川	一五、七五六	二〇〇	六一三、〇〇〇	八一、三三四	一・三二	一〇九、一五一	一・七八
	田島川	四、二一八	五七三	三〇〇、〇〇〇	三四、六七四	一・一五	四一、二二〇	一・三七
	井ノ口川	六、一五六	四、四二〇	一七〇、〇〇〇	一六、〇二四	〇・九四	二七、二五二	一・六〇
	荒川	一三、九二八	八五〇	七三〇、〇〇〇	四四、七三九	〇・六一	六九、二八七	〇・九五
	清瀧川	一二、一七二	一〇、三六〇	一九五、〇〇〇	一八、二六九	〇・九三	二九、五三〇	一・五一
	鳥羽川	二、九八三	二、七〇〇	二八五、〇〇〇	三六、八九〇	一・二九	四九、三八四	一・七三

府縣名	河川名	氾濫面積	灌漑面積	改修工費	改修ニ因リ免ルル水害損失額	工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル綜合利益	工費ニ對スル歩合
山梨	濁川	八、五二九	五八八	二九一、〇〇〇	七、一六〇	〇・二五	〇・三六	一・〇六
	瀧澤川	四、四二一	三〇	二五〇、〇〇〇	六、六八五	〇・二七	二、八四四	一・一一
	鹽川	二、四五八	一二、二六七	二〇二、〇〇〇	七、二九六	〇・三六	二一、四〇三	一・〇六
長野	篠井川	八、五九〇	三〇〇	三六三、〇〇〇	四四、九八五	一・二三	七六、〇六〇	二・一〇
	穂高川	二、三六〇	四、〇七六	三一四、〇〇〇	五九、〇〇〇	一・八八	八三、八〇〇	二・六八
	保科川	七、二二四	二五六	二七七、〇〇〇	四、五一〇	〇・一六	四六、一六五	二・〇三
	上高井松川	九、三二〇	三、三六〇	五九〇、〇〇〇	八、五二〇	〇・一四	六一、四六一	一・〇四
	皿川	一、八一八	二八六	二六八、〇〇〇	二九、四五六	〇・四八	三五、六七二	一・三三
	神田川	一、〇三七	五五六	一八四、〇〇〇	二、〇〇〇	一・六〇	四二、八六八	二・三三
	千曲川上流	二、八九三	六〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一〇五、九一八	一・〇五	一三一、六七八	一・三二
	蛭川	三、一〇五	二八〇	一五五、〇〇〇	三三、四五〇	二・一五	四七、七九〇	三・〇八
	澤山川	一、三二八	三八〇	二八六、〇〇〇	二六、〇六一	〇・九三	四六、七二一	一・六二
	裾花川	六二〇	一五一〇	四八八、〇〇〇	七、〇九九	〇・一五	一〇、三九四	〇・二一
	湯川（伊那下）	四、六〇〇	九、八五八	五八一、〇〇〇	三三、九二〇	〇・六八	六一、〇二〇	一・〇五
	松川	一一、六四〇	二、五五〇	三三九、〇〇〇	三〇、二三三	〇・八九	四二、一三八	一・二四
	犀川上流	八、八四九	三六、二二三	一、四〇〇、〇〇〇	四三、三五〇	〇・三一	一一九、五二五	〇・八五
岐阜	荒城川	二、二四四	四、〇三六	四八七、〇〇〇	五九、八六四	一・二二	七〇、一八九	一・四四
	宮川	五、三三二	一、一八八	一、〇〇〇、〇〇〇	五四、八三四	〇・五五	八六、三四三	〇・八六
	津保川	四、〇七三	一、三〇三	五六〇、〇〇〇	七、六〇〇	〇・一三	五六、三五二	一・〇一
	長良川上流	一、五〇八	一、六四六	九五八、〇〇〇	五、〇五〇	〇・〇五	三九、七〇五	〇・四一
	可兒川	二、七四七	七、三二三	五四三、〇〇〇	一五、九一〇	〇・二九	五四、六三五	一・〇一
	飛騨川	二、五三五	八、〇五六	七一一、〇〇〇	五五、〇〇〇	〇・七七	九一、三〇〇	一・二八

府縣名	河川名	改修ニ因ル利益				改修工費	氾濫面積	灌漑面積
		改修ニ因リ免ルル水害損失額	工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル綜合利益	工費ニ對スル歩合			
		円	割	円	割	円	反	反
岐阜	板取川	二、〇〇〇	〇・一〇	二一、二五〇	一・〇二	二〇九、〇〇〇	八七五	六二四
	川上川	九八、七〇〇	二・四六	一〇四、八七〇	二・六二	四〇〇、〇〇〇	一五八	一、〇〇〇
静岡	新野川	一三、九五六	〇・五五	二五、五七六	一・〇二	二五〇、〇〇〇	一、一九〇	一、〇〇〇
	丹野川	六、二一〇	〇・二六	四六、〇五〇	一・九二	二四〇、〇〇〇	三、九六五	三、〇七〇
	湯日川	八、四八〇	〇・一六	五二、〇二二	一・〇四	五〇〇、〇〇〇	六、六五六	三、五七五
	仿僧川	一六、九七六	〇・二二	八一、二〇八	一・〇八	七五〇、〇〇〇	一一、八〇六	四、八一五
	丸子川	九、二六六	〇・二五	一九、七九一	〇・五四	三六〇、〇〇〇	二、四〇五	五〇〇
	辨財天川	四、一八〇	〇・一三	三六、三四〇	一・二一	三〇〇、〇〇〇	一三、四八八	七、〇〇〇
	一宮川	一〇、六六八	〇・七二	一三、〇一八	〇・八七	一五〇、〇〇〇	一、八六六	一、二五
	敷地川	八、七〇九	〇・五九	一三、六二一	〇・九一	一五〇、〇〇〇	一、三二二	一、四五三
	勝間田川	一七、二六五	〇・四三	四〇、〇三九	一・〇〇	四〇〇、〇〇〇	三、九八六	三、五九五
愛知	矢田川	六一、四八二	一・五五	七八、一〇〇	一・九八	三九五、〇〇〇	一五、七七一	一一、九四六
	鹿乘川（香流川ヲ含ム）	一六六、五八八	一・八八	二五九、一八八	二・九二	八八八、〇〇〇	一三、二三〇	三、一七三
	佐奈川	七、七三五	〇・三七	三二、〇一五	一・五六	二〇五、〇〇〇	四、一三八	二八〇
	矢作川上流	一〇二、一六〇	一・〇二	一〇八、四九六	一・〇八	一、〇〇〇、〇〇〇	五、七七一	一六、一〇七
	蜆川	二、三〇〇	〇・一五	三三、三二四	二・二二	一五〇、〇〇〇	二、三二一	—
	領内川	二一、八六〇	一・〇八	三八、四四四	一・九〇	二〇二、〇〇〇	二一、六五〇	一〇、二九七
	八田川	六三、二三二	〇・九七	一一九、六五二	一・八四	六五〇、〇〇〇	三一、三一四	一四、六二八
	青木川	一〇、三四四	〇・四三	二六、一〇四	一・〇九	二四〇、〇〇〇	二、七〇〇	一、四三〇
	乙川	九、〇二四	〇・三四	二九、〇四九	一・一一	二六〇、〇〇〇	三二、八六七	一、七六七
	宮川	二二、六四四	〇・二三	四七、二四三	一・〇七	九六三、〇〇〇	一七、六三七	五三、一八
	三瀧川	五四、三〇八	〇・四三	九八、三四四	〇・七七	一、二七一、〇〇〇	八、一三八	一一、一九二

府縣名	河川名	改修ニ因ル利益				改修工費	氾濫面積	灌漑面積
		改修ニ因リ免ルル水害損失額	工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル綜合利益	工費ニ對スル歩合			
		円	割	円	割	円	反	反
三重	長田川	六二、四五三	〇・五三	一二二、五二五	一・〇五	一、一七二、〇〇〇	一一、二四一	二六、三五六
	雲出川（服部川ヲ含ム）	五六、三八八	〇・五九	一〇四、二五二	一・一〇	九四五、〇〇〇	二、一一二	三八、七一五
	中ノ川	七、二一三	〇・一八	五四、六一三	一・三三	四一〇、〇〇〇	一一、一一二	一〇、二〇〇
	阪内川	三二、五〇八	一・〇〇	五六、七一八	一・七六	三二三、〇〇〇	七、五三八	八、〇三五
	五十鈴川	五、六六六	〇・〇七	三三、五七六	〇・四一	八一七、〇〇〇	五、二九六	二、二三〇
	瀧川	一三、一八五	〇・四六	二九、二六三	一・〇一	二八九、〇〇〇	四七八	一、八五〇
	赤羽川	二〇、一三九	〇・五六	三六、五五九	一・〇二	三六〇、〇〇〇	二、四〇六	一、四六〇
滋賀	宇曾川	八、三〇九	〇・一七	五二、九八八	一・〇六	五〇〇、〇〇〇	八、四一七	六、八〇四
京都	天神川	二二、三五〇	〇・〇六	三七、〇〇〇	〇・〇九	四、〇〇〇、〇〇〇	七、八八八	—
	鴨川（御室川ヲ含ム）	一五、四六二	〇・二六	三六、〇九二	〇・六一	五八九、〇〇〇	四、六五一	九・五一八
	宇治川	五、九五〇	〇・一五	二四、〇八〇	〇・六〇	四〇〇、〇〇〇	六、二七〇	七、〇九四
	高屋川	四四、四〇〇	〇・六〇	五八、三一〇	〇・七九	七四二、〇〇〇	三、〇一二	五、九六六
	上林川	五七、三九四	〇・九〇	一〇一、二九四	一・五九	六三六、〇〇〇	四、六六九	五、八〇〇
	土師川	三六、一五二	〇・六八	五三、二一三	一・〇〇	五三〇、〇〇〇	四、〇二四	三、九三七
大阪	神崎川上流	二〇六、四四〇	〇・五二	三三六、九五六	〇・八四	四、〇〇〇、〇〇〇	一六、二八六	二三三
	猪名川	六、七六八	〇・〇八	八二、九四八	一・〇二	八一一、〇〇〇	一二、七六	二二、七一五
	安威川（芥木川ヲ含ム）	一六〇、八五七	〇・五九	二八〇、二一二	一・〇二	二、七四九、〇〇〇	二、八五七	—
兵庫	洲本川	三一、五七八	一・二一	六七、六八五	二・六〇	二六〇、〇〇〇	三、八七四	六、三三四
	猪名川（藻川ヲ含ム）	二八、三二〇	〇・一五	一九一、六〇六	一・〇一	一八九、三〇〇	二〇、一二七	二二、七一五
	六方川（穴見川、小野川、鎌谷川ヲ含ム）	六二、一〇二	〇・五七	一八四、三一四	一・七〇	一〇八、〇〇〇	七、八二六	六、七二三
	揖保川	九、三五〇	〇・〇四	三〇七、八二〇	一・三二	二、三三〇、〇〇〇	一七、〇六八	五〇、〇九九
	市川	一、五五六	〇・〇二	六八、六二〇	一・〇六	六五〇、〇〇〇	八、七五一	四四、〇二八

府縣名	河川名	氾濫面積	灌漑面積	改修工費	改修ニ因リ免ルル水害損失額	工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル綜合利益	工費ニ對スル歩合
兵庫	明石川	七〇七五反	一五、四八八反	四〇〇、〇〇〇円	一八、四四二円	〇・四六割	三五、九三二円	〇・九〇割
	東條川	二、三八七	二、二八三	二二八、〇〇〇	一八、三六〇	〇・八〇	二二、二二七	〇・九八
	佐津川	一、六九四	一、四七九	二〇〇、〇〇〇	四三、八九九	二・二〇	五〇、三六四	二・五〇
	竹野川	三、八八八	二、二二五	一六六、〇〇〇	五六、四五三	三・四〇	六六、八〇三	四・〇二
	美囊川	九二六	二、六四七	三〇〇、〇〇〇	一八、七〇〇	〇・六三	三〇、八六〇	一・〇三
	三原川	三、三八九	五、七九三	三四七、〇〇〇	六一、二九七	一・七七	七七、九四二	二・二五
	大日川	二、三三八	七、二九三	六〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	〇・五〇	七一、三一〇	一・一九
奈良	曾我川上流	三、二三五	八、六一一	四二九、〇〇〇	四八、六五三	一・一三	六八、〇六三	一・五九
	葛城川	七七〇	三、二八七	五一三、〇〇〇	四二、一・三七	〇・八二	四六、七五七	〇・九一
鳥取	法勝寺川（小松谷川ヲ含ム）	八、一〇二	八、二七七	八五〇、〇〇〇	一二九、〇八八	一・五二	一六一、二六〇	一・八九
	河内川	七、一三〇	五、八一三	八五九、〇〇〇	五八、三三四	〇・六七	八三、八七三	〇・九八
	三徳川	六六	四、九〇九	二五九、〇〇〇	七六、八六九	二・九六	七七、八〇〇	三・〇一
	大路川	四、八〇〇	一、七〇〇	四〇七、〇〇〇	一二、〇〇〇	〇・三〇	一六、〇〇〇	〇・三九
	有富川	一、九八四	一、六五〇	一五〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一・〇〇	二五、〇〇〇	一・六七
島根	伯太川	九、六四四	一一、七五二	二二〇、〇〇〇	三、一六二	〇・一四	六、一五五	〇・二八
	平田船川	一五、九八二	三、〇八〇	二〇〇、〇〇〇	二九、〇〇〇	一・四五	三七、二三五	一・八六
	天神川	二、三三〇	一六〇	一六二、〇〇〇	六、〇〇〇	〇・三七	一一、四〇〇	〇・七〇
	佐陀川	三、九五〇	二、八〇〇	一六四、〇〇〇	一八、〇〇〇	一・一〇	三七、〇〇〇	二・二六
	隈川	一、六二一	三、六一八	二三〇、〇〇〇	八、二八〇	〇・三六	二三、三三〇	一・〇一
岡山	倉敷川	二〇、五八六	九、七一八	五〇〇、〇〇〇	五九、五〇〇	一・一八	九五、四〇五	一・九一
	千町川	九、八三二	五、四五九	一九九、〇〇〇	二二、二九五	一・一〇	三四、四九五	一・七三

		氾濫面積	灌漑面積	改修工費	改修ニ因リ免ルル水害損失額	工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル綜合利益	工費ニ對スル歩合
	小田川上流	一七、六七四	九、四五一	五〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	〇・三五	五二、五〇〇	一・〇五
廣島	箱田川（天井川ヲ含ム）	三、一八六	八三〇	二二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一・一三	四四、七〇〇	二・〇三
	加茂川（吉野川ヲ含ム）	五、六九四	二、七七八	三二五、〇〇〇	四六、〇〇〇	一・四一	八六、八〇〇	二・六七
	高屋川	四、二九〇	五、七四〇	三三六、〇〇〇	二五、〇〇〇	〇・七四	三一、三三五	〇・九三
	八幡川（石内川ヲ含ム）	二、二八〇	六、三九〇	四七二、〇〇〇	一八、〇〇〇	〇・三八	五二、〇〇〇	一・一〇
	府中大川	一、四七〇	一、〇七六	二一四、〇〇〇	一三、五二三	〇・六三	二二、七二〇	一・〇六
	芦田川上流	一、二〇〇	二、二二二	六七〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	〇・五二	四五、二二〇	〇・六七
	瀬野川	五、三四六	四、九二〇	五一六、〇〇〇	六六、四〇〇	一・二九	八〇、四〇〇	一・五六
	安川	五、七三四	三、三四五	一、一〇〇、〇〇〇	三四、二四四	〇・三一	一四九、二四四	一・三五
山口	田部川	一、六四七	一〇、八二八	二四四、〇〇〇	二五、八〇〇	一・〇六	四一、七〇五	一・七一
	島地川	一、〇四四	一、一九四	四〇〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	〇・三五	三〇、五五八	〇・七六
	松本川	二、一〇一	一、二二五	七一三、〇〇〇	二三、〇〇〇	〇・三二	五九、五七〇	〇・七三
	橋本川	二、〇五一	八〇〇	四九〇、〇〇〇	四、〇八〇	〇・〇八	四五、一一五	〇・九二
	島田川	一〇、三六六	九、〇八四	四六四、〇〇〇	一七、七七六	〇・三八	九六、〇九〇	二・〇七
	厚狹川	一七、六〇〇	四、三三〇	八八六、〇〇〇	一六、七八〇	〇・一九	一三七、六三五	一・五五
德島	宮河内谷川	九、七九二	二、三〇〇	一、一五三、〇〇〇	一五四、〇七〇	一・三四	二七七、〇二〇	二・四〇
	勝浦川	二八、六〇〇	一四、五一一	一、一〇〇、〇〇〇	五五、六一八	〇・五一	一一六、六二一	一・〇六
	福井川	一、二七三	三、〇三五	五六五、〇〇〇	三八、二五〇	〇・六八	四五、〇一四	〇・八〇
	日和佐川	一、五九二	二、四九一	六二一、〇〇〇	六〇、一五六	〇・九七	六四、四五六	一・〇四
愛媛	重信川	一四、七八四	一二、一八一	九九七、〇〇〇	四五、九二五	〇・四六	一七九、八七五	一・八〇
	岩松川	四、二二二	三、八六〇	四四七、〇〇〇	七二、〇〇七	一・六一	八三、三四一	一・八六
	小野川	一、七七九	五、七三一	二〇〇、〇〇〇	二三、七七四	一・一九	三五、一九四	一・七六
	須賀川	一、三六〇	一一〇	一五〇、〇〇〇	一七、一九五	一・一四	二六、七一五	一・七八

府縣名	河川名	氾濫面積	灌漑面積	改修工費	改修ニ因リ免ルル水害損失額	改修ニ因ル利益 工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル利益 綜合利益	改修ニ因ル利益 工費ニ對スル歩合
高知	久萬川	七、一九四反	四〇〇反	三七八、〇〇〇円	二七、六三〇円	〇・七三割	七二、三六九円	一・九一割
	伊與木川	二、六八八	四〇〇	二四二、〇〇〇	五二、四六四	二・一六	六五、八四〇	二・七二
	蠣瀬川	二、〇一一	一、五六五	一六七、〇〇〇	二、二五〇	〇・一三	二三、七四四	一・四二
	加持川	一、四一〇	一、四六一	二九九、〇〇〇	二〇、〇八三	〇・六七	四七、四〇七	一・五八
	下加江川（湊川ヲ含ム）	三、八三七	四、六〇〇	一六二、〇〇〇	四六、五六九	二・八七	六二、六一三	三・八六
	中筋川	一二、六四五	五、二八〇	七〇五、〇〇〇	一三七、三〇二	一・九五	二三〇、五〇八	三・二六
	宗呂川	一、二二八	八九六	三五七、〇〇〇	三七、七四二	一・〇六	五三、六四六	一・五〇
	益野川	六二四	一、〇二七	一八〇、〇〇〇	一〇、七二八	〇・五九	一六、四五〇	〇・九一
	三崎川	一、二七〇	一、二〇〇	一五六、〇〇〇	二三、二二四	一・四九	三六、八六八	二・三六
	伊與野川	六五七	五八四	一五〇、〇〇〇	二四、六〇〇	一・六四	二八、九五五	一・九三
	香宗川	三、五七一	七、三〇三	四五五、〇〇〇	二六、九二四	〇・五九	五二、六〇七	一・一五
	國分川	一三、六四六	九、一一七	一、五六〇、〇〇〇	一二二、七一〇	〇・七九	一八三、五一一	一・一八
	波介川	一、三四二	二、六〇〇	三六八、〇〇〇	三七、五三九	一・〇二	五八、七四七	一・五九
	柳瀬川	二、八二四	三、一七二	三八四、〇〇〇	三五、〇四六	〇・九一	五三、五〇〇	一・三九
	新莊川	四、八九二	二、〇五九	二五四、〇〇〇	二五、八一五	一・〇二	三四、二六三	一・三五
	鏡川	七、五九三	一〇、一八一	一、〇〇〇、〇〇〇	五一、五七二	〇・五一	八二、七二七	〇・八三
	物部川	一〇、九九六	四四、〇六八	九二九、〇〇〇	七八、七三六	〇・八五	一六六、二七一	一・七九
	寶滿川上流	二二、五〇〇	二九、二七五	五二四、〇〇〇	三五、六三二	〇・六八	七九、四九六	一・五二
	花宗川	二一、三二二	一六、三九五	四一五、〇〇〇	八五、〇一〇	二・〇四	一四七、七四〇	三・五六
	犬鳴川	六、四三八	一四、五〇〇	二六三、〇〇〇	四五、一五五	一・七二	六六、六〇七	二・五三
	飯江川	六、九九五	七、七五〇	一五〇、〇〇〇	二六、〇九一	一・七四	四一、七五三	二・七八
	釣川	八、三八六		二〇〇、〇〇〇	四三、七五六	二・一八	五四、六七四	二・七三

府縣名	河川名	氾濫面積	灌漑面積	改修工費	改修ニ因リ免ルル水害損失額	改修ニ因ル利益 工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル利益 綜合利益	改修ニ因ル利益 工費ニ對スル歩合
福岡	巨瀬川	九、四一〇	五、二二〇	七二四、〇〇〇	七三、六七七	一・〇一	一〇五、九八四	一・四六
	黑川	七八三	三五	三〇〇、〇〇〇	一七、七三七	〇・五九	一九、六五八	〇・六五
	矢部川上流	九八、〇〇〇	一〇七、一六〇	一、五〇〇、〇〇〇	四五、〇〇〇	〇・〇三	一八九、〇〇〇	一・二六
	彥山川	五二〇	二一、七一〇	二一四、〇〇〇	一四、一三八	〇・六六	一六、〇二七	〇・七四
	笹尾川	八、一四五	二、一八四	二六五、〇〇〇	二五、八六六	〇・九八	五三、八二三	二・〇三
	嘉瀬川（西平川、祇園川（東平川ヲ含ム））	一〇、七一六	五三、九一〇	一、〇五四、〇〇〇	五六、七〇三	〇・五三	一九七、〇四四	一・八四
	鹿島川	七、〇〇二	一、八八四	三〇一、〇〇〇	二九、九〇〇	〇・一〇	六五、七〇〇	二・一八
	巨瀬川（佐賀江川、八田江川ヲ含ム）	一四、五八〇	一五、六〇六	二、三五一、〇〇〇	一八、二五八	〇・〇八	一〇五、六六八	一・四五
	田手川	一二、〇一一	一一、二一三	七〇〇、〇〇〇	三、六〇〇	〇・〇五	三〇、六〇〇	〇・四四
	城原川	五、九七八	一八、五四二	七〇〇、〇〇〇	三、七〇〇	〇・〇五	二二、六二〇	〇・三二
	六角川（武雄川、潮見川ヲ含ム）	八、〇五三	五、八〇八	一、〇〇〇、〇〇〇	二〇、一一九	〇・二〇	一〇一、九二九	一・〇二
	寒水川	五、六〇二	八、九七五	二一九、〇〇〇	四、七七九	〇・二二	二二、八五九	一・〇四
	大木川	四、五九七	六、四七四	二五三、〇〇〇	一六、三三〇	〇・六五	七〇、六二〇	二・七九
	秋光川	一、四八二	三、五一〇	一五〇、〇〇〇	八、四三七	〇・五六	二二、六六七	一・五一
長崎	本明川	一〇、三七三	一八、七八〇	三四〇、〇〇〇	二二、八三八	〇・六七	五三、九五二	一・五九
熊本	天明新川	一三、一七四	二、六五八	二二〇、〇〇〇	三〇、三七三	一・三八	四六、三一三	二・一〇
	球磨川上流	四、九七六	四、六四二	五〇〇、〇〇〇	五〇、二四五	一・〇〇	九七、〇五三	一・九四
	氷川	三二、〇〇一	一、二六〇	三〇〇、〇〇〇	一三、三六〇	〇・四四	八六、四〇〇	二・八八
	砂川	二九、三八〇	五、四一〇	三〇〇、〇〇〇	二三、一五二	〇・七七	九五、一五二	三・一七
	加勢川	二六、六一三	一五、〇九五	一、〇〇〇、〇〇〇	五九、四二〇	〇・五九	一九六、三二四	一・九六
	黑川	九、六二五	三、七五一	九〇〇、〇〇〇	二一、六三一	〇・二四	一〇二、五七一	一・一四
	萬江川	四、一九五	一八〇	三〇七、〇〇〇	八、七〇〇	〇・二八	四九、五四〇	一・六一

昭10
B
64

國庫補助災害土木費總額及國庫補助額調

立憲民政黨
政務調査館
10.10.24

昭10
B
64

府縣名	河川名	氾濫面積	灌漑面積	改修工費	改修ニ因リ免ル、水害損失額	改修ニ因ル利益 工費ニ對スル歩合	改修ニ因ル利益 綜合利益	改修ニ因ル利益 工費ニ對スル歩合
熊本	坪井川補修	一、〇一二反	八、六〇七反	三七五、〇〇〇円	一四、六四〇円	〇・三九割	三七、八七五円	一・〇一割
	繁根木川	三、五二〇	一、九六一	八五〇、〇〇〇	一六、一八五	〇・一九	二〇、一六三	〇・二四
	合志川	二、六一九	一二、三〇九	四〇〇、〇〇〇	三一、二九九	〇・七八	五〇、三三九	一・二六
	木葉川	一、一三〇	二一	二七三、〇〇〇	六、八八二	〇・二五	三六、五六四	一・三三
大分	番匠川	一一、一八六	四、七五〇	一、〇一五、〇〇〇	五一、五〇〇	〇・五一	一二三、〇八〇	一・二一
	玖珠川	二、六二〇	一九、〇五四	三〇五、〇〇〇	五四、八四六	一・八〇	五六、〇四六	一・八三
	三隈川	四、七七二	一、八七〇	二〇三、〇〇〇	二八、五〇五	一・四〇	二八、九二三	一・四二
宮崎	小丸川	七、〇四〇	一、六〇〇	八七七、〇〇〇	五七、〇〇〇	〇・六四	一二一、二〇〇	一・三八
	廣渡川	二、五三五	五、一〇七	三四四、〇〇〇	二八、六三四	〇・八三	五二、八六四	一・五四
	北川	七、五八五	二、七五〇	三四六、〇〇〇	一八、〇九〇	〇・五二	四三、〇六〇	一・二四
	清武川	三、二三〇	七、〇五〇	三八五、〇〇〇	一九、二五〇	〇・五〇	六一、六〇〇	一・六〇
鹿兒島	甲突川	九七七	一〇、三七三	三〇九、〇〇〇	二七、二六〇	〇・八八	三一、五三二	一・〇二
	高城川	二、九七八	七、〇五〇	一五九、〇〇〇	一〇、〇三四	〇・六三	一四、一〇六	〇・八九
	新川	五、二三二	一〇、七一七	四五〇、〇〇〇	一八、九八二	〇・四二	四七、二八六	一・〇五
	別府川	二、五七〇	九、六八〇	二八〇、〇〇〇	一五、五二七	〇・五五	二三、七三五	〇・八一
	雄川	八四一	五、九七〇	二二五、〇〇〇	二三、〇〇〇	一・〇二	二九、四八〇	一・三一
沖縄	國場川（久茂地川ヲ含ム）	—	—	三〇〇、〇〇〇	二三、〇六六	〇・七七	三二、二六六	一・〇七

昭10
B
64

國庫補助災害土木費總額及國庫補助額調

本表ハ國庫補助ノ制ヲ定メラレタル明治十四年度以降昭和九年度迄五十四箇年度間ノ災害土木費(査定額)總額ト其國庫補助額トヲ對照シタルモノナリ但シ金額ハ總テ災害所屬年度ニ依リ計上セリ但シ明治十四年度、同二十年度、同三十三年度、同三十四年度、同四十一年度、大正五年度ノ六箇年度分ヲ掲記セザルハ事實無カリシニ依ル又總計ノ羅馬字ハ補助シタル地方數ヲ示ス

表中左方ノ數字ハ總テ補助額ヲ示シ「×」ハ震災ノミ「△」ハ震災ヲ含ム

（各欄：災害土木費總額 / 國庫補助額、単位 円）

年度 \ 地方	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉
明治十五年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同十六年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同十七年度	｜	五〇、一六三 / 二〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同十八年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一一〇、九六四 / 一八、四九四
同十九年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同二十一年度	｜	八、一二四 / 二、五二八	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同二十二年度	｜	｜	｜	四四二、二三〇 / 一七四、四四九	｜	｜	｜	一三、〇〇〇 / 七〇〇	｜	｜	｜
同二十三年度	｜	｜	｜	一八四、七三四 / 七三、八九四	｜	一一一、七二三 / 二一、〇〇〇	五一六、二六二 / 二一三、八五四	｜	一九一、八五五 / 三一、九七六	一三五、四三八 / 二七、〇八八	六〇〇、一六二 / 二〇〇、〇五四
同二十四年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同二十五年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同二十六年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同二十七年度	｜	｜	｜	｜	二六三、五一三 / 八三、四〇〇	△二六三、一七四 / △四六、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜
同二十八年度	｜	｜	｜	六〇、〇一六 / 三七、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜

年度 \ 地方	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜
明治十五年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	五四、三一六 / 二七、一五八	｜	｜
同十六年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	九一二、六九四 / 三七一、二七六	｜	｜
同十七年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同十八年度	｜	｜	｜	｜	二二〇、三一〇 / 一〇〇、〇〇〇	｜	九五、三三四 / 二一、二一四	四二〇、九二三 / 七四、七五七	一〇〇、九二九 / 一六、八二一	一五四、五八〇 / 三八、六四五
同十九年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同二十一年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二六五、四九三 / 九一、二一三
同二十二年度	｜	｜	｜	｜	九七、〇九三 / 二四、二七〇	｜	｜	二三四、四五一 / 七八、一五〇	｜	｜
同二十三年度	｜	｜	｜	｜	一六四、六八九 / 三三、九三八	｜	｜	｜	｜	｜
同二十四年度	｜	｜	｜	｜	一、〇四九、八四六 / 八〇一、三五五	｜	｜	｜	｜	×三、五八一、一五五 / ×三、五八一、一五五
同二十五年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	一〇五、八〇一 / 五二、二三五	｜	｜
同二十六年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三一四、〇一〇 / 二五四、七六三
同二十七年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三六、九七七 / 二八、四〇〇	｜	｜
同二十八年度	｜	｜	｜	｜	三六九、三五五 / 二〇三、七〇〇	｜	六三七、六〇五 / 四三六、五〇〇	｜	｜	｜

年度 \ 地方	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	廣島
明治十五年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同十六年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同十七年度	｜	｜	｜	九六、八二五 / 一五、五九〇	｜	一、四七八、二一四 / 三〇〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	一五八、三六六 / 五二、七八八	一〇五、〇〇〇 / 三五、〇〇〇
同十八年度	一三一、四七五 / 三三、八六八	｜	八六、九〇六 / 一四、四八四	｜	一四一、八三一 / 四七、二七七	｜	五四、四五四 / 九、〇七六	｜	｜	九九、三九四 / 四〇、〇〇〇	｜	｜	｜
同十九年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	二九五、〇三五 / 九六、六〇〇	一〇九、〇九〇 / 三一、六〇〇	一九七、〇一五 / 五一、七〇〇	｜
同二十一年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同二十二年度	一四四、五六一 / 二四、二八二	二九五、〇九八 / 九八、三六六	三五八、二九四 / 一一八、九九三	八四、五六六 / 五、〇〇〇	二七三、四五四 / 八四、三四七	一〇五、四三三 / 二一、〇八七	二八三、五七四 / 四六、九〇九	八三、〇五二 / 五五、三六八	五七二、六六八 / 五〇〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜
同二十三年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同二十四年度	｜	×一、九一四、六八三 / ×一、九一四、六八三	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜
同二十五年度	｜	｜	×一九一、七五一 / ×九六、九一三	｜	｜	｜	一、三七三、三二〇 / 八二四、九五七	｜	｜	｜	｜	二、〇四四、三六一 / 一、七二九、三三五	｜
同二十六年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	四七五、九八三 / 四二七、三五三	一、六九三、七五二 / 一、六四四、七九四	八六四、一九四 / 七一八、一八七	二、三八六、八五二 / 二、〇一七、八四一	｜
同二十七年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	三六七、二六五 / 一一七、六〇〇	｜	｜
同二十八年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜

年度 \ 地方	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿兒島	沖繩	總計
明治十五年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	四九、一四七 / 二九、四九四	｜	｜	｜	｜	2 一〇三、四六三 / 五六、六五二
同十六年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	1 九一二、六九四 / 三七一、二七六
同十七年度	四二、七六〇 / 一三、三三一	｜	｜	一五三、九〇七 / 五一、三〇二	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	7 二、〇八五、二五五 / 四八八、〇二一
同十八年度	｜	｜	｜	｜	｜	五七、〇六三 / 九、五一〇	｜	｜	｜	｜	｜	五二、六〇三 / 一〇、五二〇	｜	13 一、七二六、七六五 / 四二三、六六六
同十九年度	｜	｜	｜	一九六、〇二四 / 四五、七〇〇	七八、六八五 / 一三、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	九〇、三五一 / 四六、五〇〇	｜	｜	｜	6 九六六、二〇〇 / 二八五、一〇〇
同二十一年度	｜	一三九、一七八 / 七〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	3 四一二、八〇五 / 一六三、七四一
同二十二年度	｜	｜	一六七、八二二 / 四一、九五三	｜	｜	五〇四、九七四 / 二〇一、九九〇	九五、八九八 / 二五、五七三	｜	｜	一七六、四四一 / 五八、八一四	｜	｜	｜	17 三、九二三、五八九 / 一、五六〇、二五一
同二十三年度	｜	｜	｜	｜	五二一、二五〇 / 一〇〇、〇〇〇	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	8 二、四二六、一一三 / 七〇一、八〇四
同二十四年度	｜	｜	｜	｜	｜	八一三、九七六 / 四七八、九二八	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	2 一、八六二、八三三 / 一、二八〇、二八三 ×2 ×五、四九五、八三八 / ×五、四九五、八三八
同二十五年度	｜	一、二三八、〇一三 / 一、一二三、四九八	｜	｜	二六八、二三六 / 八一、七五一	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	5 五、〇一九、七三一 / 三、八二一、七五六 ×1 ×一九一、七五一 / ×九六、九一三
同二十六年度	｜	｜	｜	七〇九、七三七 / 四六三、一三七	｜	｜	｜	｜	｜	七〇八、三四五 / 五七三、八一六	｜	｜	｜	7 七、一五六、八七三 / 六、〇九九、八九一
同二十七年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	4 一、〇三〇、九二九 / 二七五、四〇〇
同二十八年度	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	｜	3 一、〇六六、九七六 / 六七七、二〇〇

地方	明治二十九年度	同三十年度	同三十一年度	同三十二年度	同三十五年度	同三十六年度	同三十七年度	同三十八年度	同三十九年度	同四十年度	同四十二年度	同四十三年度	同四十四年度
北海道	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
青森	一、三二三、九三五 八六、〇〇〇	一、三三三、〇四〇 六五、〇〇〇	一、〇四〇、五一三 九二、〇〇〇										
岩手	一、〇七七、二七一 二九五、〇〇〇	一、二八六、六二五 五一、〇〇〇	一、二〇四、一九〇 四一、〇〇〇										
宮城	一、三〇四、九三五 六九、〇〇〇												
秋田	△ 一、一九五 七四、〇〇〇	△											
山形													
福島	一、七一三 二八八、〇〇〇	七八八、六六六 五五九、〇〇〇	二六三、七六一 一三八、〇〇〇										
茨城	一、七八二 一一一、〇〇〇												
栃木	一、八八 七五五、八一八 三七二、〇〇〇	一、九四一 一〇六、〇〇〇	一、〇七九 八六七、〇〇〇 四六六、〇〇〇		一、四〇三、三三 四八一、〇〇〇		七七七、四七四 三一〇、〇〇〇						
群馬	三三〇、三三 二〇五、〇〇〇		四四六、七八九 三五二、〇〇〇						五七五、四二五 一五四、〇〇〇				
埼玉	一、七一 四三、〇〇〇 八二、〇〇〇		四〇三、四九六 一〇一、〇〇〇		六一〇、六九三 五五、〇〇〇								
千葉													
東京													
神奈川	三四〇、四三 九七、〇〇〇		二六八、八六一 一四〇、〇〇〇										
新潟	一、〇〇〇、六〇一 六九五、〇〇〇	一、一三九、一五九 七八七、〇〇〇	四〇五、九〇八 三二〇、〇〇〇										
富山	一、一五六、六三五 一、一六一、〇〇〇	八九九、五二三 七〇〇、〇〇〇			一、八八、五二六 三九五、〇〇〇								
石川	九七七、〇三九 六五九、〇〇〇												
福井	五六四、七五七 三八九、〇〇〇				六六七、五五三 一九七、〇〇〇								
山梨	三六七、七四三 二五五、〇〇〇		一、三七八、四〇五 一、〇九五、〇〇〇										
長野	八五三、四一八 四三〇、〇〇〇	五四四、一三六 三五〇、〇〇〇	一、四一五、〇六五 一、一三一、〇〇〇										
岐阜	九七一、二九六 六〇一、〇〇〇												
愛知	五四一、七七四 二六二、〇〇〇												
静岡													
三重	六一一、五〇三 二一一、〇〇〇												
滋賀	七五一、八四三 四六五、〇〇〇												
京都	八九七、九一〇 六五四、〇〇〇												
大阪	三八七、五〇八 一七五、〇〇〇												
兵庫	一七五、〇〇〇												
奈良	二七、〇〇〇												
和歌山	三三、六五六 一七五、〇〇〇				四九一、八二四 一三一、〇〇〇								
鳥取													
島根													
岡山													
広島													
山口													
徳島													
香川	三二一、八四一 一二三、〇〇〇												
愛媛													
高知													
福岡													
佐賀													
長崎													
熊本													
大分													
宮崎													
鹿児島													
沖縄													
總計	25 二三、九五八 八〇四、〇〇〇 五五	8 四一、二二、〇四三 二一、六八八、〇〇〇	11 六、一四〇、九一〇 四、〇六八、〇〇〇	4 二、四九八、八九三 七一〇、〇〇〇	3 二、〇四五、一二七 五七五、八〇六	1 四九一、八二四 一三一、〇〇〇	2 九六六、六八三 二五八、〇〇〇	1 八〇六、九八九 一六六、〇〇〇	3 一、五六七、二六八 五九三、〇〇〇	8 一〇、〇四七、三五四 四、三四九、〇〇〇	6 二、〇六八、二六八 五五三、一八九	15 一九、六四九、六六八 七、一六四、〇〇〇	5 二、七〇二、一二三 八八六、二二四

地方	大正元年度	同二年度	同三年度	同四年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度
北海道	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
青森		一、〇五五、〇一〇						二、〇三三、七二二			一、六四四、八九五		
岩手		一、四〇六、〇〇〇						八九六、〇〇〇			七二三、〇〇〇		
宮城		一、六一三、九四〇						二、四七一、九四〇					
秋田		四二六、〇〇〇						一、〇八五、〇〇〇					
山形		六六七、一七五						六〇五、九三四					
福島	六九七、四三三	一、七一〇、〇〇〇					二、三六五、七一七	一、〇〇〇、〇〇〇					
茨城	一六三、〇〇〇	二、七八、八五〇		三、九〇〇、九五五			一、〇〇三、〇〇〇	二、〇〇一、四八二					
栃木		八九七、〇〇〇		一、七九九、〇〇〇			五八五、四九七	一、〇一〇、〇〇〇					
群馬				七三八、〇四五			一六〇、〇〇〇	三、三〇六、四三三					
埼玉		一、三六三、一四三		二一一、〇五二				一、七五五、〇五五					
千葉		四一〇、〇〇〇		一九三、〇〇〇				一、〇一〇、〇〇〇					
東京			七四九、五七二					三三五、〇〇〇					
神奈川			一一三、〇〇〇					三一一、〇〇〇					
新潟			九四二、七一四					一〇六〇、六三九					
富山			三一一、〇〇〇					二三六、〇〇〇					
石川			一五二、〇〇〇					三四三、二四四					
福井								三一五、〇〇〇					
山梨			六五〇、四二五					二三八、〇〇〇					
長野			五九六、三二五					二四、〇〇〇					
岐阜													
静岡			六一六、九九七					二七、〇〇〇					
愛知													
三重					五七四、一二二								
滋賀					一四四、〇〇〇								
京都					八〇三、二三一								
大阪					一四六、〇〇〇								
兵庫													
奈良													
和歌山	六六七、〇五一												
鳥取	二二八、〇〇〇												
島根	九五五、四七三												
岡山	三八八、〇〇〇												
広島													
山口													
徳島	五五八、八三三												
香川	一六六、〇〇〇												
愛媛	七六六、六五四												
高知	二五八、〇〇〇												
福岡													
佐賀													
長崎													
熊本													
大分													
宮崎	一九、〇〇〇												
鹿児島	二五九、八七九												
沖縄													
総計	一、七〇〇、〇〇〇	二、七〇一、〇五七	五、〇〇四、〇〇〇	三、〇〇五、〇一〇	三、〇〇九、八〇〇	一、九八〇、〇〇〇	二、七六二、七九〇	一、〇一〇、〇〇〇	二、〇一〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三一、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇

地方	昭和元年度	同二年度	同三年度	同四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度	合計 回数	合計 金額	回数ニ依ル平均額
北海道	七〇一、六二七円 / 五〇九、一五八	六九五、八九七円 / 六九五、八九七	五一五、五三三円 / 四七三、二〇二	一、五四二、四五二円 / 一、三四七、六八三	一、一六二、五〇三円 / 一、〇八八、五〇〇	九〇六、七〇七円 / 八五三、六九四	三、四四二、〇九九円 / 三、二五九、七三三	二、一八四、八八〇円 / 一、八五八、四五一	— 円	二	二一、八〇三、一六四円 / 一〇、五三二、五二六	一、〇七三、〇一五円 / 九五七、五〇二
青森	—	—	—	—	四四五、六五七 / 一二四、五〇〇	六三六、三二四 / 二〇二、八〇〇	九七一、三三五 / 五〇八、七〇〇	八九六、一一四 / 四〇三、五〇〇	一、一二〇、五一三 / 六七三、六〇〇	八	四、二五一、一七五 / 二、〇二一、六二八	五三一、三九七 / 二五二、七〇四
岩手	一、六〇八、七五二 / 六八四、〇〇〇	—	—	一、四〇〇、〇〇〇 / 五七九、三〇〇	—	—	—	×× 一、六八五、四一三 / 一、四三二、六〇〇	一、二九四、一八三 / 五五三、九〇〇	一二 ××	[illegible]	[illegible]
宮城	—	—	—	—	—	—	—	×× 五七九、一七七 / 四九二、三〇〇	—	一二 ××	[illegible]	[illegible]
秋田	一、四二〇、三〇六 / 五四八、〇〇〇	一、二一二、四一六 / 六〇六、〇〇〇	六一一、二九三 / 一六八、二〇〇	—	一、一八三、三八五 / 四二九、五〇〇	九四〇、二二九 / 四六九、三〇〇	一、一〇〇、〇六一 / 五六八、〇〇〇	七五六、八二七 / 三五五、五〇〇	一、七五六、四五七 / 一、〇五三、三〇〇	二	[illegible]	[illegible]
山形	二、三四八、二五三 / 九七七、〇〇〇	九二〇、六〇九 / 四六〇、〇〇〇	—	一、六三九、八七九 / 六二二、五〇〇	七七九、二八五 / 二一八、七〇〇	六五八、八四九 / 一七〇、二〇〇	五七一、〇七四 / 一五四、七〇〇	—	七六〇、六五四 / 二三〇、四〇〇	一五	[illegible]	[illegible]
福島	—	—	一、〇四三、七二八 / 三〇三、八〇〇	一、〇五七、六〇三 / 五〇五、一〇〇	四一一、九七二 / 五一、三〇〇	五三一、二六〇 / 九八、五〇〇	一、一五六、二四五 / 四〇四、九〇〇	—	一、四四二、七七八 / 五四六、八〇〇	一五	[illegible]	[illegible]
茨城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	六	[illegible]	[illegible]
栃木	—	—	七四一、七四〇 / 二一一、〇〇〇	五〇五、〇六〇 / 一一五、四〇〇	九九四、六六七 / 三一三、一〇〇	—	—	六九六、八五七 / 一七七、一〇〇	—	七	[illegible]	[illegible]
群馬	—	—	—	—	一、三一七、四八一 / 四九八、三〇〇	—	—	—	—	九	[illegible]	[illegible]
埼玉	—	—	一、五〇九、四六三 / 四七五、八〇〇	七六九、一六二 / 一七六、五〇〇	—	五三一、八四〇 / 八〇、八〇〇	—	—	—	一六 ××	[illegible]	[illegible]
千葉	—	—	—	—	—	—	六五六、二六五 / 一六一、六〇〇	—	—	一二 ××	[illegible]	[illegible]
東京	—	—	一、〇八二、〇八八 / 二四五、六〇〇	—	—	—	—	—	—	一五 ××	[illegible]	[illegible]
神奈川	—	—	一、二五八、九三四 / 四六二、二〇〇	九四四、八七四 / 四七一、一〇〇	×× 一七六、七五七 / 八六、五〇〇 / 九〇〇、〇一六 / 七七四、七〇六	五四六、四四一 / 一三六、六〇〇	—	—	—	二三 ××	[illegible]	[illegible]
新潟	四、三七七、三八二 / 一、八〇一、〇〇〇	一、九一七、三一一 / 九六〇、〇〇〇	—	一、四〇九、〇二八 / 三八一、八〇〇	九三二、〇四〇 / 一九一、〇〇〇	—	—	九四八、二〇二 / 二〇六、二〇〇	二、六六三、一五六 / 一、〇三八、〇〇〇	一〇	[illegible]	[illegible]
富山	—	—	—	七八九、八四〇 / 二二七、五〇〇	四五三、五四四 / 九三、〇〇〇	—	—	八九六、九七四 / 二八〇、一〇〇	三、四八七、〇七〇 / 一、八四七、五〇〇	七	[illegible]	[illegible]
石川	—	—	—	—	—	—	—	八七一、七七六 / 二八七、二〇〇	二、二二七、七二六 / 一、一四二、六〇〇	四	[illegible]	[illegible]
福井	—	—	—	—	—	—	—	—	一、一〇七、一〇二 / 四六六、三〇〇	七	[illegible]	[illegible]
山梨	—	—	四一三、一九三 / 一二三、三〇〇	—	二六一、四八四 / 六二、六〇〇	—	—	—	三二三、四〇九 / 一〇〇、三〇〇	一〇	[illegible]	[illegible]
長野	—	—	五九八、二五一 / 一三七、八〇〇	—	一、七一三、〇五〇 / 六一九、五〇〇	一、三二一、一三九 / 六五九、三〇〇	三、一二九、〇九一 / 一、七〇五、六〇〇	一、八六七、八一五 / 一、〇〇六、五〇〇	四、六四五、八六三 / 三、二六八、一〇〇	一五	[illegible]	[illegible]
岐阜	—	—	—	四三七、二四一 / 八三、一〇〇	七三三、四一九 / 二〇一、六〇〇	—	一、三〇九、五〇三 / 五〇二、四〇〇	七一六、九八八 / 三三二、二〇〇	八七七、八九四 / 四三八、七〇〇	一二 ××	[illegible]	[illegible]
静岡	—	—	一、二四六、四八〇 / 三九一、一〇〇	九八六、七八九 / 四九三、二〇〇	×× 五〇八、五三九 / 二五四、三〇〇 / 一、二四二、一五一 / 一、〇八五、九〇〇	七六三、〇四三 / 一九五、三〇〇	一、五二一、二三三 / 五八四、八〇〇	八三六、八〇八 / 三七一、三〇〇	八三〇、七六三 / 四一五、四〇〇	一六 二 ××	[illegible]	[illegible]
愛知	—	—	—	—	—	—	一、七〇八、三七二 / 五二五、七〇〇	—	—	× 一五 ××	[illegible]	[illegible]
三重	—	—	—	—	—	八一〇、九一四 / 二一〇、二〇〇	—	—	一、〇二七、五〇六 / 三六二、五〇〇	× 一五 ××	[illegible]	[illegible]
滋賀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	三	[illegible]	[illegible]
京都	—	×× 三、四一〇、八三九 / 二、八九九、〇〇〇	—	—	八八〇、八六三 / 二六七、三〇〇	—	—	—	二、四八五、八〇八 / 一、〇五一、四〇〇	一二 ××	[illegible]	[illegible]
大阪	—	—	—	—	—	七五三、四九八 / 一一一、五〇〇	—	—	一、八二六、三七九 / 四八〇、一〇〇	六	[illegible]	[illegible]
兵庫	—	—	—	—	—	—	一、一三三、〇〇三 / 二七四、六〇〇	—	八、〇八〇、八四六 / 四、〇一五、〇〇〇	八	[illegible]	[illegible]
奈良	—	—	—	—	一、二七五、四四六 / 五二四、〇〇〇	七五三、四九八 / 三七七、〇〇〇	三八四、〇七九 / 二七七、三〇〇	九七二、六九七 / 五三四、四〇〇	[illegible]	八	[illegible]	[illegible]
和歌山	—	—	—	—	—	—	—	五七四、九八二 / 一七五、六〇〇	[illegible]	八	[illegible]	[illegible]
鳥取	—	—	—	六三九、一八三 / 二三四、三〇〇	—	—	—	五八七、八九三 / 一八九、七〇〇	[illegible]	一〇	[illegible]	[illegible]
島根	—	—	—	—	七一〇、六〇五 / 二一九、八〇〇	—	—	—	[illegible]	七	[illegible]	[illegible]
岡山	五〇八、七〇七 / 七六、〇〇〇	—	一、一七六、四七〇 / 三四三、二〇〇	—	—	—	—	—	[illegible]	八	[illegible]	[illegible]
廣島	一、四一九、五九五 / 四六六、〇〇〇	—	二、〇三九、二六五 / 七七五、九〇〇	—	—	—	—	—	六七一、六八三 / 一七八、二〇〇	七	[illegible]	[illegible]
山口	—	—	—	—	—	—	—	—	五九七、四〇六 / 一六八、二〇〇	五	[illegible]	[illegible]
徳島	—	—	—	—	—	三五三、五二三 / 八七、七〇〇	—	—	一、六六八、六七〇 / 七五二、六〇〇	八	[illegible]	[illegible]
香川	—	—	—	—	—	三二一、七一四 / 六五、一〇〇	—	—	六〇九、〇〇五 / 二一〇、一〇〇	六	[illegible]	[illegible]
愛媛	五〇九、四〇三 / 一三二、〇〇〇	—	六五五、〇〇五 / 一九〇、四〇〇	—	—	—	—	二〇六、三七三 / 一八、一〇〇	七三八、四九九 / 二四七、三〇八	八	[illegible]	[illegible]
高知	—	六〇七、六二六 / 二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、五九五 / 六五〇、八〇〇	—	—	一、四六六、九七三 / 六二八、九〇〇	一六六、五八九 / 三〇、六〇〇	—	四二〇、六六〇 / 一三三、六〇〇	一二	[illegible]	[illegible]
福岡	—	—	二、〇一二、九七九 / 六八四、三〇〇	—	九二七、三六六 / 二一九、三〇〇	—	九〇六、九九五 / 二三五、九〇〇	—	一、〇六二、八〇六 / 二九七、八〇〇	九	[illegible]	[illegible]
佐賀	—	—	—	—	—	—	三八五、五〇九 / 一〇三、一〇〇	—	—	六	[illegible]	[illegible]
長崎	—	四一二、八〇〇 / 一〇八、〇〇〇	—	—	—	—	—	—	三三一、五五六 / 八一、〇〇〇	二	[illegible]	[illegible]
熊本	—	九〇二、七二六 / 二五〇、〇〇〇	九九四、〇七九 / 二八七、〇〇〇	—	—	—	七五五、七五七 / 二一六、一〇〇	一、〇〇三、六九一 / 四二九、二〇〇	—	五	[illegible]	[illegible]
大分	—	—	一、〇二四、三一二 / 三六六、四〇〇	—	四六三、八九〇 / 一一六、八〇〇	六七七、六一〇 / 二〇一、七〇〇	—	—	八一七、九二三 / 二八六、六〇〇	九	[illegible]	[illegible]
宮崎	—	九五九、〇二三 / 三八四、〇〇〇	六二六、二〇〇 / 三一三、三〇〇	一、三五六、二六七 / 七二五、三〇〇	三九六、〇三四 / 二三八、九〇〇	四一三、四一六 / 二四二、六〇〇	五二四、四三三 / 四二三、一〇〇	五四〇、二六八 / 三三四、八〇〇	五〇五、五九七 / 三七二、二〇〇	一二	[illegible]	[illegible]
鹿児島	—	—	—	七四五、二八六 / 二三八、八〇〇	四五三、六三五 / 一一二、一〇〇	三三〇、五五七 / 三一四、四〇〇	—	—	—	四	[illegible]	[illegible]
沖縄	—	—	—	—	四〇〇、一二六 / 三七九、六〇〇	—	三六五、六八八 / 三四六、七〇〇	六八五、三六二 / 五八一、九〇〇	四六六、九四一 / 四四〇、三〇〇	四	[illegible]	[illegible]
總計	8 二二、八九四、〇二五 / 五、一九三、一五八	1×× 8 七、六二八、四〇七 / 三、六六三、八九七 / 三、四一〇、八三九 / 二、八九九、〇〇〇	18 一八、八四九、五九七 / 六、五九三、三〇二	14 一四、二三三、六六三 / 六、一九一、五八三	2×× 22 一六、五八一、七四八 / 六、三一二、二〇〇 / 二、一四二、一六七 / 一、八六〇、六〇六	18 二二、七一七、五三三 / 五、一〇五、五九四	18 二〇、一八七、三三〇 / 一〇、二八二、五三三	2×× 17 一五、二四四、五〇六 / 七、五三一、七五一 / 二、二六四、五九〇 / 一、九二四、九〇〇	33 七〇、八九七、八五四 / 三七、三七九、〇〇〇	× 四二三 / 一四 ××	[illegible]	[illegible]

PATENTED NO. 119016
CAT. NO. 852
"F-M"
PAMPHLET BINDERS
are carried in stock in the following sizes

Catalog No.	High	Wide	Thick
851 (菊倍)	30. cm. x	22.5 cm. x	1 cm.
852 (四六倍)	26. ,, x	18.5 ,, x	1 ,,
853 (菊)	22.5 ,, x	15. ,, x	1 ,,
854 (四六)	18.5 ,, x	12.5 ,, x	1 ,,
855 (特)	24. ,, x	15. ,, x	1 ,,

Special sizes are made to order

Library Supplies in All Kinds
F. MAMIYA & CO
OSAKA TOKYO-FUKUOKA

国立国会図書館